

議 長	副議長	局 長	次 長	議 事 係 長	調 査 係 長	調 査 係

COOLS	
H	P

建設常任委員会会議 録			
日 時	平成 17 年 3 月 17 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 4 分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、武井副委員長、佐野、大橋、佐々木(茂)、新谷、 松本、久末 各委員		
説明員	水道局長、建設部長、建設部参事、その他関係室長、次長、 課長及び主幹 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、佐々木茂委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者から報告がありますので、順次、説明願います。

「小樽市住宅マスタープランについて」

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

小樽市住宅マスタープランについて説明いたします。

本市では、平成 7 年度に住宅マスタープランを策定し、良質な住宅の供給を推進してまいりました。

この住宅マスタープランは、平成 17 年度で 10 年間の計画期間が終了すること、それから、この 10 年間に社会経済情勢や住宅事情が大きく変化をしていること、国の住宅政策もストック重視、市場重視、更に、少子高齢化への対応、そういうことに重点を置くように大きく変化していることから、これらの社会経済情勢や環境の変化に対応するため、今年度、現行の住宅マスタープランを見直しいたしまして、新しい住宅マスタープランを策定することにいたしました。今般、その策定作業が終了いたしましたので報告いたします。

なお、策定に当たりましては、市民各層のご意見を反映するため、市民代表から成る「小樽市住宅マスタープラン策定委員会」を設置いたしました。更に、市民アンケート調査や関係団体との意見交換等により意見を募りまして、最終的には「住宅行政審議会」の答申を受けまして策定したものであります。

お手元にあります資料、「小樽市住宅マスタープラン」に基づきまして、その概要について説明いたします。ページを順送りにいたしますけれども、詳しい内容については時間の関係上、説明できませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1 ページ目でございますけれども、1 ページ目には「計画の目的と策定方法」について記載しております。

2 ページ目は、この住宅マスタープランの計画期間を 10 年間とする旨、記載しております。

3 ページ目をお開きください。3 ページ目については、「住宅マスタープランの位置付け」を記載しております。この住宅マスタープランについては、国、北海道が定める第八期住宅建設五箇年計画及び北海道住宅マスタープランに即するとともに、小樽市総合計画「市民と歩む 21 世紀プラン」の住宅分野の個別計画として、あわせて土地利用、都市施設整備など都市づくり分野の計画である小樽市都市計画マスタープランと連携を図るものとする旨、記載しております。

4 ページ目については、「策定体制」について記載しております。先ほど話しましたけれども、策定に当たりましては、「小樽市住宅マスタープラン策定委員会」をつくりまして原案等を策定したものでございます。

5 ページから 6 ページでございますけれども、「住宅事情と課題」ということで、四つの観点から本市の住宅事情について整理して記載しております。一つ目は、「人口・世帯」、二つ目は「住宅」、三つ目として「住環境」、四つ目として「居住・住まい方・住宅情報」ということで、現況と課題等について記載しております。

7 ページから 8 ページにかけましては、「関連計画」について記載しております。小樽市総合計画「市民と歩む 21 世紀プラン」や都市計画マスタープラン、更に、関連する福祉等の計画、そういったものの概要について記載しております。

9 ページから 12 ページにかけましては、「市民意向」ということで、今回、市民の皆様 3,000 人を対象にアンケート調査を行いました。その調査の概要について、ここには記載しております。

13 ページ及び 14 ページでありますけれども、ここについては現在の住宅マスタープラン、「平成 8 年 3 月策定の住宅マスタープランの進ちょく状況」について検証を行いました。その概要について記載しております。

15 ページから 17 ページにかけて、「住宅事情から見た課題」ということで、現況の整理、市民意向調査等から浮かび上がってきた住宅についての課題について記載しております。全部で四つの視点から整理を行いました。

一つ目が、「人口・世帯から見た課題」ということで、人口の減少、急速な高齢化、家族構造の変化への対応が必要ということ。二つ目として、「住宅から見た課題」としては、適切な住宅・住環境の整備改善が必要ということで、全部で 11 項目掲載しております。

17 ページは、三つ目として「住環境から見た課題」ということで、高齢化、高齢社会にふさわしい地域性豊かな住環境づくりが必要ということで、3 項目掲載しております。四つ目として、「住宅、住まい情報から見た課題」ということで、市民の住まいの不安を解消する適切な情報提供体制の充実が必要ということで、2 項目の課題について整理を行っております。

18 ページ、19 ページにかけてでありますけれども、18 ページについては「基本理念」を記載しております。本「住宅マスタープラン」の基本理念は、ちょうど中段に書いてありますけれども、「だれもが誇りと愛着を持ち、安心して暮らせる住まいづくりを目指す」ということを掲げております。この基本理念を受けまして、基本目標を 5 項目で整理いたしました。

一つ目が、「安全で快適な民間住宅の供給」、二つ目が、「公共賃貸住宅の整備・活用」、三つ目が、「住まい情報の充実・強化」、四つ目が、「高齢者等への対応」、五つ目が、「まちなか居住の推進」ということで、基本目標 5 本を整理いたしました。

20 ページ、21 ページでありますけれども、ここは「基本フレーム」を記載しております。

まず、「人口・世帯の設定」でございますけれども、計画期間の終了年次であります平成 26 年の数字として、人口としては 12 万 7,400 人、世帯数としては 6 万 1,700 世帯ということで設定いたしました。更に、その 6 万 1,700 世帯がどういった住宅に住むのかということ、21 ページでは推計・設定してあります。21 ページの住宅に住む世帯数設定の欄の平成 26 年、全部で 6 万 1,700 総世帯のうち、住宅に住む世帯は 6 万 960 世帯、そのうち持ち家については 3 万 8,650 世帯、借家については 2 万 1,110 世帯、間借りについては 1,200 世帯と設定いたしました。

22 ページ以降 33 ページまでは、具体的な「施策の展開方向」を記載しております。まず、一つ目として、「安全で快適な民間住宅の供給」、これは基本目標の 1 でありますけれども、そのためには、(1)として 22 ページ、持ち家住宅取得支援という施策、それから、23 ページ、(2)としてマンションの適正な維持管理という施策、24 ページ、(3)として民間賃貸住宅の安定供給支援という施策、25 ページ、(4)として良質な住宅地の形成ということで、民間住宅施策を展開していくという記載内容になってございます。

次に、基本目標 2 に対応する具体的な施策でございますけれども、「公共賃貸住宅の整備・活用」という観点から、26 ページ、(1)公共賃貸住宅の供給及びストックの維持改善、27 ページ、(2)として公共賃貸住宅の高齢者等への対応、28 ページ、(3)として公共賃貸住宅の入居者対策、29 ページ、(4)として民間との共同事業ということで、四つの視点から施策を展開しますという記載内容になっております。

30 ページ、基本目標 3 の「住まい情報の充実・強化」に対応する施策として 2 項目、30 ページと 31 ページでございますけれども、一つ目が「民間住宅の総合的な相談、情報発信の窓口の設置」、31 ページ、「住宅関連行政サービスのワンストップ化」というのが二つ目でございます。

32 ページは、基本目標 4 の「高齢者等への対応」の施策でございますけれども、(1)として高齢者、障害者に優しい住まいづくりということがここで掲げられております。

33 ページ、最後の基本目標 5 「まちなか居住の推進」という観点からは、まちなか居住の推進のための施策が記載されております。

最後、34 ページから 36 ページにかけてでございます。「計画実現に向けて」ということで、ここでは計画実現に向けての重点施策が(1)に該当します。それを実現するために、35 ページには市民、事業者、公共がどういった

役割の中で計画を進めていくかということが記載されておりますし、36 ページ、最後の部分については、この住宅マスタープランをきちんと検証しながら進行管理を行っていくという記載内容になってございます。

それ以降、用語解説がついております。

更に、その後ろに資料編がございます。資料編の中身については、今回の策定委員会の設置等あるいは体制に関する資料、委員会等の開催状況、小樽市の住宅事情の統計分析等についての詳細、平成 8 年 3 月に策定した住宅マスタープランの進ちょく状況の検証、更に、市民意向調査の詳しい概要等を資料編として記載しております。

以上、住宅マスタープランの概要についてでありますけれども、今後、この住宅マスタープランについては、市のホームページ等に掲載しながら、市民の皆様にも周知を図っていこうと考えておりますし、更に、各サービスセンターにもこの住宅マスタープランを掲示いたしまして、必要であれば市民の皆様にも配布していきたいと考えております。

以上、簡単でございますけれども、住宅マスタープランの報告とさせていただきます。

委員長

「小樽公園再整備について」

(建設)建設課長

小樽公園再整備のその後につきまして報告いたします。

小樽公園の歴史及び懇談会のご意見につきましては、平成 16 年第 4 回定例会の建設常任委員会で報告させていただきました。今回は、懇談会において討議され、提案されました概要を今年の広報おたる 1 月号に掲載して市民にお知らせしましたところ、35 通のご要望、ご意見等が寄せられましたので、今回、資料として提出いたしました。

市としましては、懇談会及び市民のご意見・ご要望等を踏まえ、今後、基本方針及び基本計画を策定して、市民に喜ばれ、また、将来にわたり大切にされる小樽公園の再整備を行っていききたいと考えております。

委員長

「平成 17 年度臨時市道整備事業について」

(建設)維持課長

平成 17 年度臨時市道整備事業の概要について説明いたします。

平成 17 年度の予算につきましては、臨時市道整備事業一般事業分として 4 億 5,000 万円を計上し、そのうち 1 億円をゼロ市債分としております。お手元に配布しました計画書は、地域からのご要望や市のパトロールなどにより、整備が望まれる路線について、交通量や公共施設の有無、道路の老朽度、整備の緊急性、事業の効果などを総合的に判断して、40 路線を計画したものであります。

40 路線の内容についてであります。7 路線がゼロ市債分とし、33 路線が通常分としております。工種別では、側溝整備が 19 路線、道路改良が 21 路線となっております。なお、これらの計画路線につきましては、今後、突発的な事態や用地測量などの調査によって、現場状況に変化が生じた場合には、見直しもあり得るものでありまして、弾力的な執行を行ってまいりたいと考えております。

委員長

「平成 17 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

(水道)総務課長

水道局から、石狩西部広域水道企業団議会開催の内容について報告いたします。

去る 2 月 7 日、平成 17 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されました。議案といたしましては、資料 1 を配布いたしましたが、水道用水供給事業の設置等に関する条例、職員定数条例、企業長の給与等に関する条例のそれぞれの一部を改正する条例案 3 件と、平成 17 年度同企業団水道用水供給事業会計予算を合わせた 4 件でございました。

まず、資料の 1 ページと 2 ページの水道用水供給事業の設置等に関する条例につきましては、後ほど担当課長から説明いたします事業再評価の結果を踏まえて、1 日最大給水量を 10 万 7,700 立方メートルから 9 万 4,300 立方メートルに減量するとともに、地方自治法の改正に伴う所要の改正でございます。

次に、資料の 3 ページと 4 ページの職員定数条例におきましては、事業計画に基づき、工事等の事業量の増加に対応するため、2 名増員し、現在の職員定数 12 名から 14 名へ改める条例の一部改正でございます。

また、資料の 5 ページと 6 ページの企業長の給与等に関する条例につきましては、各構成団体の支給調定分を勘案し、給与及び期末手当の支給方法を改める条例の一部改正をする案でございます。

次に、資料の 7 ページ以降につきましては、平成 17 年度予算についてであります。予算状況につきましては、資本金収入額が 31 億 1,594 万 1,000 円、資本金支出が 30 億 8,515 万 8,000 円であります。業務の予定といたしましては、水道広域化施設整備事業として、送水管 3,944 メートルを布設するほか、送水管布設予定箇所の測量、実施設計等でございます。また、水道水源開発施設整備事業として、当別ダム建設費負担がございます。

以上の議案について、原案どおり同日可決されたところでございます。

委員長

「石狩西部広域水道企業団の事業再評価について」

(水道)工務課長

水道局から、石狩西部広域水道企業団の事業再評価について報告いたします。

企業団の用水供給事業は、公共事業の効率的な執行を図る観点から、厚生労働省の要領である水道施設整備事業の評価実施要領に基づきまして、平成 11 年度から 5 年に 1 度の事業再評価を実施しており、平成 16 年度は 2 度目の再評価の年に当たっております。今回の事業再評価では、社会情勢等の変化などから、現行の水需要が将来的に望めないことから、各構成団体の需要水量の見直しを行った結果、企業団全体としての用水供給量は 1 日最大 10 万 7,700 立方メートルから 9 万 4,300 立方メートルとなり、1 万 3,400 立方メートルの減量となっております。

この中で、小樽市の石狩湾新港地域につきましては、北海道経済部による石狩湾新港地域操業企業面積予測に基づき、これまでの同地区における給水実績等から水需要を推計した結果、目標年度を平成 27 年から平成 47 年に変更するとともに、1 日最大給水量は 6,000 立方メートルから 4,000 立方メートルとなり、2,000 立方メートルの減量となっております。企業団としての再評価は、「安全かつ安定的な水道水の供給を確保するため、本事業の必要性は変わらないが、新たな水需要予測に基づいた用水供給量の変更等事業計画の見直しを行うことが妥当である」と最終報告が出されました。

今後、企業団が実施しました再評価を踏まえ、水源であります当別ダムについては北海道が、浄水場等の専用施設については企業団が、それぞれ現計画の見直しをすることにより、企業団に対する各構成団体の負担が明確になるものと考えております。

委員長

「平成 17 年度の水道局組織・機構の見直しについて」

(水道)総務課長

平成 17 年 4 月から実施いたします水道局の組織・機構の見直しにつきましては、委員の皆様には 1 月に説明いたしましたけれども、改めて報告いたします。

水道局の新旧組織図の職員配置人数を、資料 2 として配布させていただきましたが、水道局の組織・機構の見直しにつきましては、小樽市新行政改革実施計画に基づき、昨年 4 月から職員が一丸となりまして進めてまいりました。

水道局といたしましては、これまでの退職者不補充の中で、銭函地区の水運用の効率的な活用と浄水場の在り方など、一定の整理を行い、市長部局に 1 年遅れた組織・機構の見直しとなったものでございます。

組織・機構見直しの基本的な考え方といたしましては、経営の健全化と市民サービスの向上の 2 本柱を重点目標

として掲げてございます。このため、下水道事業所を廃止し、上水道、下水道の業務を統合するとともに、課内にグループ制を導入することによって、事業運営の効率化と機動力の確保を図っていきます。

また、課・窓口等のワンフロア化など、グループ制による職員の適正配置による窓口業務の充実を進め、市民サービスの向上を図ってまいりたいと思います。更に、業務の集約化や類似業務の整理・統合を行い、水需要に即した事業手法の見直しなど、業務委託の拡大を進めるとともに、危機管理を視野に入れた技術の継承についての体制づくりを行っていききたいと考えてございます。

特に、市民サービスにおきましては、これまでの給水課と下水道事業所管理課の一部を統合し、サービス課として窓口業務の一本化を図るとともに、営業課を料金課に改め、市民にわかりやすくし、また、2階フロアに市民の相談コーナーを設けるなど、サービスの向上に努めていききたいと思います。

一方、経営改善の面におきましては、これまで退職者の欠員 6 名と新たに銭函浄水場の勤務体制を日勤体制にするなど、職員数は上下水道を合わせ、欠員を含めると 128 名から 119 名に 9 名削減し、経営の能率化、スリム化を図りながら、低廉で安全、安心な水の供給や公衆衛生の向上と生活環境の改善に努めていききたいと考えております。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第 37 号小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案について」

「議案第 39 号小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案について」

(建設)庶務課長

議案第 37 号小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案について説明いたします。

中央通地区土地区画整理事業につきましては、清算金の分割徴収 1 件を除いて、平成 15 年度で完了しておりましたが、この残った 1 件の相手方につきまして、当初は平成 20 年度まで返済が続く予定でありましたが、本年度において繰上げ納付により全額完納となったため、事業がすべて完了することとなりました。これに伴いまして、事業期間を平成 16 年度末までに変更するための事業変更の告示など、所要の手続も終わり、平成 17 年 4 月 1 日付けで、この事業を廃止するための条例案を提出するものであります。

続きまして、議案第 39 号小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

昨年 6 月に公布し、12 月に施行となりました都市公園法の一部改正では、公園管理者が工事物件対策を円滑に進めることができるように、条例で放置物件である工作物等の保管手続や工作物の価格の評価方法、売却手続など、いわゆる監督、処分に係る手続を定めることにしたものであり、今回、この法改正を受けまして、新たに条例事項とされたものにつきまして必要な規定を設けるものであります。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

委員長

「議案第 38 号小樽都市計画特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について」

(建設)都市計画課長

小樽都市計画特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。事前に配布している参考図をご覧ください。

昨年 4 月に、北海道が策定する「石狩湾新港地域土地利用計画」が改定され、小樽市銭函 4 丁目地区、参考図下の、の区域が大規模複合ゾーンに位置付けされたことに伴い、複合的な土地利用が図られるよう用途地域の見直しを進めており、の区域を工業専用地域から準工業地域に都市計画変更の途中であります。

用途地域は知事決定であり、2 月 9 日の北海道都市計画審議会において了承され、今後、国土交通大臣の同意を得て 3 月末に告示される予定であります。

また、用途地域の変更に伴い、業務に支障を及ぼすおそれのある建築物等の用途を制限するため、小樽市におい

て市決定である特別用途地区を拡大指定する都市計画変更の途中であり、2 月 16 日に開催された小樽市都市計画審議会において承認され、知事同意を得て用途地域の決定に合わせて告示することとしております。

今回の条例改正は、特別用途地区の区域を拡大し、その区分を新設したことに伴い、その属する地区において規制される建築物を新たに定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

改正の概要であります。既に指定済みで規制内容の変更のない参考図下の 〇の区域を特別業務地区第 1 種とし、△の区域と新たに用途地域の変更をした □の区域を特別業務地区第 2 種とし、その区分を新設し、住居系施設、市長が定めるものを除く店舗又は飲食店、風俗施設、文教系施設、医療・福祉・厚生施設などを規制するものであります。なお、店舗又は飲食店については、規則で 500 平方メートルを超えない施設の建築は認めることにしております。

また、条例名の改正は、本条例制定時には、小樽都市計画区域の特別工業地区に関する内容のみでありましたが、その後の条例改正で、札幌圏都市計画区域（小樽市域）の特別業務地区に関する制限が付加され、二つの都市計画区域にわたるため、小樽市特別用途地区内と変更したものです。

なお、「引割」については、「ひき割り」へと新しい当用漢字に改めたものでございます。以上、ご審議をお願いいたします。

委員長

「議案第 41 号小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について」

「議案第 42 号小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について」

（水道）総務課長

小樽市水道事業等の設置等に関する条例及び小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

まず、小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、下水道事業に係る基本計画の変更と地方自治法の改正に伴う適用条項の改正でございます。下水道事業における基本計画といたしまして、処理区域と処理人口が定められておりますが、小樽市公共下水道事業計画の変更認可に伴うものであり、これまで数次にわたる事業計画の変更認可に基づき、段階的に処理区域の拡大や処理人口の見直しなどを行いながら、事業を推進してきたところでございます。

今回の改正は、平成 17 年度の塩谷地区で市内一円の整備がほぼ概成いたしますが、今後、一部未整備地区の事業認可を受けながら進めていく必要があることから、これまで段階的に事業認可を受けてきた処理区域などの基本計画を、都市計画による市街化区域内 3,846 ヘクタールを処理区域に定めるとともに、市街化区域内人口の 14 万 6,100 人を処理人口とするため、所要の改正をするものでございます。

もう一つの方は、地方自治法の改正による議会の同意を要する賠償責任の免除については、地方公営企業法で準用してございますが、地方自治法第 243 条の 2「第 4 項」が「第 8 項」に改正され施行されていることから、所要の改正をするものでございます。

次に、小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、工事現場などで臨時に給水を受ける場合、水道局では一時的な生活用水以外の給水については臨時にメーターを設置し、臨時用の料金として使用水量見込みで料金を前納していただいております。これまでの臨時用水につきましては、前納制で概算払いをしていたが、終了時に検針し、精算払いを行っておりましたが、市民の負担や精算事務の軽減を図る観点から、一般世帯と同じく、検針後の後払い方式もできるよう所要の改正をするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長

これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。

共産党。

新谷委員

石狩西部広域水道企業団への負担金について

初めに、石狩西部広域水道企業団について尋ねます。これは企画政策室の方にもかかわるのではないかなと思いますけれども、今回、資料が配布されましたので、聞いておきます。

最大給水量が変更されましたけれども、需要が少なくなったということで、小樽の企業は、現在、何社が増えたり減ったりしているのか、推移を示してください。

(水道)総務課長

実は、簡易水道として水を供給している水道事業につきましては、平成 2 年 1 月から行ってございます。その当時の操業社数といたしましては、経済部から聴取しましたので、報告したいと思います。平成元年、その当時は操業社が 2 社でございました。その後、今日に至っているわけでございますけれども、わかっている範囲内で教えていただきました。平成 12 年度につきましては 31 社、13 年度が 32 社、14 年度は 34 社、15 年度は 33 社、16 年度の 12 月末現在では 35 社と、このような推移になってございます。

新谷委員

さほど増えてきているわけではないということですね。それで、簡易水道事業特別会計における一般会計の繰入金 4,996 万 2,000 円とあるのですが、これはどういう内容でしょうか。

(水道)総務課長

17 年度予算において、一般会計の繰入れという形で 4,996 万 2,000 円ということになってございますけれども、この内訳といたしましては、石狩開発がこれまで赤字分に係る収支不足分について、これは石狩開発が破たんしたということもございまして、この部分に係る分が 3,710 万円、それと石狩西部広域水道企業団に係る出資金負担金分として 1,286 万 2,000 円という内訳になってございます。

新谷委員

小樽市は、平成 4 年からこの石狩西部広域水道企業団に参画していると思うのですがけれども、当初、小樽市は負担しないということで参画したと思うのです。小樽市が 3 分の 1 の負担をしなければならなくなったのは、どうしてでしょうか。

(水道)総務課長

負担割合の部分につきましては、企画政策室と北海道の中で整理されるということで聞いてございます。また現在、実際上の予算措置といたしまして、石狩西部広域水道企業団から求められる金額に対しましては、出資金負担金でございますけれども、3 分の 2 が道負担、残りの 3 分の 1 が市負担ということで聞いてございますし、そういう措置をしてございます。その部分につきましては、基本的には私どもの聞いている範囲の中で答えますけれども、これまでは北海道が全額 100 パーセント、道補助金ということになってございました。

ただ、北海道もその財源につきましては、石狩開発からの特定財源 100 パーセントをいただきまして、その経営主体に入っていたということで聞いております。また、そういった中におきまして、石狩開発が民事再生法適用を申請したということもございました。

そのような経過の中で、従前に基づく負担は、なかなか難しいという形の中で、平成 16 年度から協議に入っていたという経過がございまして、その状況を判断しながら、あるいは、石狩湾新港地域の状況も勘案し、道が 3 分の 2、小樽市が 3 分の 1 という負担割合になったということは聞いてございます。

新谷委員

このところはまだ納得できないところですのでけれども、ちなみに、この企業団の構成は札幌市、小樽市、石狩市、当別町となっていますけれども、それぞれの出資金額というのはわかりますか。

(水道)総務課長

石狩西部広域水道企業団に係る出資負担金の割合、その金額ということなのですが、私どもの金額は、平成 17 年度で申しますと 3,900 万円ほどということで予算計上させていただいております。ただ、その部分は、平成 14 年度に日最大水量の改正がございまして、平成 14 年 3 月に新たにそういう協定の一部を改正いたしました。

その部分によりまして、金額はわかりませんので負担割合で申しますと、小樽市が水道施設に係る出資金の割合ということで、それぞれ出資金につきましては、当別ダムの水源に係る負担分、それと水道施設、要するに浄水場とか送水管に係る出資金の割合、それと一般事務費の割合ということで、3 本立てになってございます。

水道施設ということで、浄水場とか送水管の負担割合でいきますと、小樽市が 4.08 パーセント、それに対しまして北海道は 20 パーセント、札幌市は 50.08 パーセント、石狩市は 20.85 パーセント、当別町は 4.99 パーセントということで、他市の金額については調べておりません。

新谷委員

私は、前の定例会でも言ったのですが、「そもそも小樽市は銭函地域から水を引いて行くべきだ」と言ったときに、北海道が「負担させないから、何とか入れてくれ」と強力に言って、ここに参画したという経緯がありますよね。ですから、本当は北海道がもっと小樽市の分を負担すべきではないかと思うのです。それで、石狩開発は経営破たんしましたけれども、この出資金、小樽市で 6,800 万円を出資していましたけれども、これもふいになりました。石狩開発への出資金は、札幌市が 1 億 3,000 万円、石狩市が 3,150 万円と聞いたのです。数字がちょっと違うかもしれませんが、小樽市はけっこう払っていますよね。石狩市の倍以上を出資しているのです。この石狩開発の事業そのものが破たんしてしまったわけです。それで、もともと石狩開発というのは、北海道の主導でやってきたものでしょう。

ですから、破たんをしてしまったからといって、小樽市の市域内に事業があるから、それを小樽市も放っておくことはできないけれども、しかし、今までの経緯から、やはり、北海道が最初に小樽市に言ってきたことをきちんと守っていただいて、北海道がもっと負担するべきだと思うのです。それで、平成元年に石狩湾新港地域の水道事業に関する覚書というのが交わされていますよね。その中で、「北海道は市の財政運営に支障を与えないよう、必要な措置を講ずる」とあります。これは生きているのでしょうか。

(水道)総務課長

確かに平成元年の 3 月 20 日、覚書につきましては現時点では生きているという形で、北海道と当時の小樽市企画部と交渉に臨んでいるということは聞いてございます。

新谷委員

ここでは、企画担当のやるべきことを議論する場ではないかもしれませんが、しかし、こういうふうにならなっているわけですから、やはり、企画政策室の方に伝えてほしいと思うのです。小樽市の財政が厳しい中、市民犠牲や、職員の給与カットということで、そういう犠牲の上で何とかやっていきたいということで臨んでいるわけですから、そういったときに数千万円のお金を出すということは、本当にますます市財政を厳しくすると思うのです。

今後もこの水道使用料でもうかるということは考えられないわけですから、この覚書を基に、北海道に対して、「小樽市の負担分を少なくするようにしてほしい」と、もっと強力に要求してほしいと強く要望いたします。

この点については、どうでしょうか。

水道局長

今、新谷委員からいろいろとご指摘がありました。一部見解の相違もありますけれども、基本的には現時点では

北海道の協定は生きているという認識には立ってございます。ただ、私も簡易水道を事務委任されている立場では、いっそうの企業誘致を図っていただいて、給水量を上げてもらいたいという要請もしておりますし、今、委員がご指摘の協定の見直しなり、負担金の問題については、市長も入れた庁内の関係部長会議がございますので、その辺で今の主張の件について話しまして、協議を進めてまいりたいと考えてございます。

新谷委員

よろしく願いいたします。

小樽公園再整備における小動物園の存続要望について

それでは次に、小樽公園の再整備にかかわって、こどもの国について伺います。「小樽公園の再整備に向けた懇談会」と、その後市民からご意見をもらったという中で、懇談会の意見と市民の意見とが、若干、かい離していた部分があったのかなと思うのです。でも、市長はこどもの国は残すという方向で考えています。

その中で、前回も言いました小動物園なのですが、これは小学校に聞きましたら、11の小学校が小動物の写生に来ているということで、学校の授業にも生かしているのです。市民の皆さんからも「情操教育にいい」とか、「小動物園については残してほしい」というご意見がありました。それで今後、この存続要望がどういう形で取り上げられていくのか、伺います。

(建設)建設課長

小樽公園の再整備につきましては、いろいろなご意見が上がってきておりまして、「小樽公園の再整備に向けた懇談会」及び市民のご意見をまとめまして、どういう方向で持っていったらいいのか、検討中であります。

一番多かったご意見は、「こどもの国を存続しなさい」というご意見でございまして、内部で検討した結果、「やはり、こどもの国は残すべきだ」ということで、名称は変わるかもしれませんが、現在のような形態で、ただ、中身はどのような形になるのか、まだはっきりしていない状況でございます。今後、基本計画の中で、どのような形でこどもの国を運営しなければならないかという状況が出てまいりますので、どこで運営するのかという点も含めまして、検討していきたいと考えております。

新谷委員

小樽公園再整備計画の外部発注について

それから、市の内部ではなくて、外部に計画を発注するというようなことも聞いていますけれども、再整備計画はどのようなふうな形になっていくのでしょうか。最終的にこの計画がまとめられる時期はいつになりますか。

(建設)建設課長

まだ予算が上がっておりませんので、6月の第2回定例会に基本計画策定の予算を上げて、今年の12月くらいまでかかるのではないかと思いますけれども、その中でこどもの国も含め、小樽公園全体をどういう形で整備しているということが示されると思います。私どもは、工事の発注はどのような形で、どのような方式で行うかまだ決めておりませんが、それも含めて現在検討中でございます。

新谷委員

6月に計画策定の予算を計上するということですが、だいたい幾らぐらいを予定しているのですか。

(建設)建設課長

300万円以上になるかと思えます。

新谷委員

300万円というところなお金だと思うのです。市長は常々、「職員の知恵を借りて、知恵を生かして市政運営したい」と言っているのです。私は、皆さんはすごい技術者であり、また、知恵もいろいろと持っていると思うので、この際、そのように外部に発注するのもいいかもしれませんが、もう少し庁内で、市民も入れて、それから、学識経験者も入れた中で計画した方が、より市民の意見に近いものができるのではないかなと思うのです。

そして、皆さんはそういう知識もじゅうぶん持っているし、技術もあるのですから、外に発注しないで、市の中で計画をつくったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

(建設)建設課長

そういうご意見もあります。私たちも「やれ」と言われれば、できないことはないのですが、それだけにずっと携わっているわけにもいきませんので、それ以上の知識を持っている外部に発注して、両者でよい知恵を出し合って計画をつくっていくというのが、最高ではないかなと思っております。

新谷委員

それはそうですね。ただ、市財政がたいへん厳しいという中で、私は、やはり、皆さんの知恵を生かしていくよいチャンスではないかなと思ったものですから、いろいろと外に発注するのもいいのだけれども、もっと職員の皆さんや識者の皆さんの知恵やアイデアを集めて整備していったらいいのではないかなと思うのです。これは私の意見です。

公園の砂場の砂交換について

次は、公園の砂についてです。この前、若い方に会いましたら、「公園の砂をなかなか取り替えてもらえないのです」ということを伺いました。「子どもに砂遊びをさせたいのだけれども、砂が汚れているので、汚い砂を取り替えてほしい」という要望がありましたけれども、公園の砂は、どのぐらいの頻度で取り替えられているのですか。

(建設)維持課長

予算等の関係があるものですから、例年ですと、数か所あるのですが、平成 16 年度につきましては、国の緊急地域雇用創出特別対策推進事業がございまして、その事業のお金を使いまして、砂箱の砂については、すべてふるいをかけ、ごみや異物を取り除いて清掃しています。砂箱のある箇所については、平成 16 年度にすべて清掃を行っております。

新谷委員

そうしたら、今年はどうなのですか。

委員長

公園の砂場の話をしているのではないかと思うのだけれども。

新谷委員

公園の砂です。

委員長

砂箱の砂でないよ。

新谷委員

公園の砂。砂遊びの砂です。

(建設)維持課長

砂箱というのは、遊び場の砂場の言い間違いでした。それについては、先ほど言いましたとおり緊急地域雇用創出特別対策推進事業の費用を導入して、公園の砂場の清掃等を行っております。

新谷委員

今年はどうなのですか。

(建設)維持課長

16 年度については、一度行っておりますので、それをまた改めて同じ緊急雇用で行うということにはならないものですから、例年どおりの作業で、また続けていきたいと考えております。

新谷委員

その例年というのはどうなっているのですか。

(建設)維持課長

何か所とは言えないのですが、砂場の砂の補充、清掃、動物のふん、ごみの問題がございますものから、4、5か所程度、実施します。

新谷委員

例年、4、5か所しかしないのですか。

(建設)維持課長

はい、そういう形でやりたいということで考えております。

新谷委員

都市公園だけでたしか90幾つありましたよね。全部の公園に砂場があるとは限りませんが、その中の4、5か所というと全体の何分の1ぐらいなのですか。

(建設)維持課長

数字はわからないのですが、砂場のある街区公園が50数か所あると思うのですが、そのうちの4、5か所ですので、計算すると1割ぐらいで、その辺については砂の状況を見ながら清掃を行っております。いずれにしても、16年度に一度すべて砂の清掃を行ったということがありますものから、その辺を踏まえて現場の状況を見ながら対応したいと思います。

新谷委員

16年度で全部終わると、一度清掃しているということなのですが、猫だとかそういう動物のふんで汚れるということがあるのです。そういう場合、その度に取り替えるというふうにはならないと思うのですが、今後、今年の状況はまだこれからなのでわかりませんが、こういうご意見がありますので、臨機応変に取り替えていただきたい、清掃していただきたいと思うのです。いかがでしょうか。

建設部長

私の方から話をさせてもらいます。確かに小動物といますか、ペットなどが来て砂を汚していくという実態があります。それで、今、課長から話しましたように、16年度はそういう形ですべての公園の砂を清掃したのですが、どうしても地域の方のモラル、協力もお願いしているところなのです。

あともう一つは、子どもたちが遊ぶ時間が終わりましたら、地域の方々が公園の砂場にシートをかけてくれるというところがありまして、そういったことを私どもも参考にしながら、砂場のある各公園の町内会の方にも要請をしながら、できるだけ砂を汚さないようお願いしていきたいと思っています。どうしても取り替えなければならないところが出てきた場合は、そのつど、対応していかねばならないと考えています。

新谷委員

私もそのシートのことを言おうと思っていましたので、そういう形で協力してもらえるところがあれば、協力していただいて、進めていただきたいと思っています。

若年者のまちなか定住促進について

それでは次に、住宅マスタープランにかかわって伺います。先日の予算特別委員会で、若年者定住促進家賃補助制度について質問しましたが、住宅マスタープランの33ページに「まちなか居住の推進」ということで、「若年者の定住を促すため、家賃に対する補助制度の活用を進めます」とあります。今回の若年者定住促進家賃補助制度は市外からの転入者のみということでしたけれども、対象が市内全域ということですよね。そうすると、このマスタープランに書いてある「まちなか居住の推進」は、どのように進められるのでしょうか。

(建設)建築住宅課長

若年者定住促進家賃補助制度は、平成17年度につきましては、制度の内容を若干改正しまして、市外からの転入者のみの新婚世帯を対象にして、市内での転居世帯については対象外とするということで、制度内容の変更を予定

しております。この住宅マスタープランの「まちなか居住の推進」の中で、「若年者定住促進家賃補助制度の活用」と位置付けられておりますのは、この制度を使いましても市外から中心部に来る方については補助対象とできますので、そういう意味でここに記載されているところです。

新谷委員

でも、それはこの前、実績を聞きましたら、まちなかに居住する世帯は本当に少ないですね。稲穂で 3 件ほどあるのかな。あとは、新光、長橋、桜などということで、まちなかというよりも、どちらかというと郊外といった方がいいのか、中心部からは外れていますよね。

そうすると、私は、ここに書いてあることは、ちょっと矛盾しているのではないかと思うのです。市長はなかなか「はい」と言ってくれなかったのですけれども、これから、小樽で住んでいきたいという若い人たち、新婚家庭には、今年は家賃補助がないということで、これから、結婚したいという人は、がっかりしているのです。

やはり、平成 16 年度の制度案内のしおりにある募集要領の中の、「その他」にある「若年者向け共同住宅建設費補助制度によって建設された住宅に入居している人にも家賃補助をします」という、この部分をもう少し拡大して、生かして、何とか補助をしていただけないのかなと思うのです。

それで、この住宅マスタープランの 33 ページには、「小樽市共同住宅建設改良資金融資制度の活用」とありますが、今までもこれは、予算がついていましたから活用してきたと思うのですけれども、まちなかで実際にこの融資制度を受けて建築した住宅は何戸ぐらいあるのでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

小樽市共同住宅建設改良資金融資制度でございますけれども、昭和 56 年度から行っている事業ですが、平成 6 年度から制度内容を大幅に変更しまして、名称も現在の名称にしております。そういう中で、平成 6 年度からの制度改正で、新築の共同住宅も対象にしておりますが、平成 6 年度以降の新築部分での実績で、まちなか居住としております「まちなか活性化計画」の 210 ヘクタールの範囲内に建設された戸数をカウントしてみましたところ、平成 16 年度までに 5 件 28 戸がこの融資を受けて建設されております。

新谷委員

やはり、ただ言葉だけではなくて、住宅マスタープランを実効あるものにしていくためにも、何とかこの部分を生かして、若い人たちを応援する、支援する、そして人口が流出しないようにしていくということも、ぜひ、視野に入れていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

(建設) 建築担当 鈴木次長

今回、この制度を始めて 3 年がたちましたので、一定の見直しをしたいということで、制度の検証等を行ってきたのですけれども、実際にこの制度を利用されて、まちなかに住まれ、その後に転居された方の聞き取り調査などをいたしますと、やはり、中心部は家賃がかなり高いということで、「この制度があることによって中心部に来たのだけれども、家賃補助期間の 3 年間が終わると、まちなかで家賃を払っていくことがどうしても難しいので、できれば、補助期間が終われば、まちなかから外の別なところに転居したいのです」という話が、私たちの聞いた中にあるのです。

ですから、今回の制度の見直しに当たっては、住宅マスタープランでも、まちなか居住を重点的に推進してまいりますけれども、今後は、よりいっそう小樽市として、人口増を最重要課題としていかなければならないということがありまして、この制度の見直しをする上で、市外から市内へということで、「できれば市外の人にもまちなかに居住してほしい」という願いを込めて、見直しを図ったものでありまして、その辺をご理解いただきたいと思います。

新谷委員

今度は募集期間を長くしてみるということですが、募集枠は 30 件でしたか。それに去年までの実績は募集枠に若干足りませんでしたけれども、その辺の推移を見て、また考えていただきたいと思います。

それから、若年者の定住というけれども、やはり、今の話の中にもありましたよね。中心部は家賃が高いということで、このプランに書いてあることが、どうも市民の意識とかい離しているのではないかという気がします。この 2 点について伺います。

(建設) 建築担当 鈴木次長

まず、1 点目のこれからの推移を見てということですが、今回、制度を見直すことによって、どういった結果になるかということは、当然、また検証しなければならないのですけれども、私たちとしては、やはり、先ほど話しましたように人口増ということを最重点に考えておりますので、今回の見直しについては、ある程度続けていきたいと考えております。

それから、家賃の方につきましては、まちなかといえば、やはり、かなり利便性が高いということで、これは当然、建設費にはね返ってくる分だと思います。こういう面では共同住宅の建設費融資制度もございますけれども、なかなか建設費が安くなっていかないという点では、これは今後、建設業者又は事業者ともいろいろな形で、機会があれば、いろいろと願うする形にはなっていくでしょうけれども、難しさはあるとは思っております。

新谷委員

なかなか厳しい方向ですね。これについては、また質問させていただきます。

高齢者・障害者世帯の置き雪対策の検討経過について

次に、置き雪について伺います。この住宅マスタープランのアンケート調査の結果でも市民の困っていること、住まいの不満が一番多いことが、雪の問題ということで、これは圧倒的に多いですね。それで、福祉除雪を増やしてほしいということもありますが、私は、平成 16 年第 1 回定例会の予算特別委員会建設所管で、置き雪対策について質問しました。福祉除雪は高齢者対策という面で、福祉部の所管になると思っておりますけれども、建設部の置き雪対策について聞きました。

そうすると、当時の佃次長は「置き雪の問題はたいへん大きな課題であるが、どういった方法がとれるか、条件整備を早期に行いたいと考えている。早急にやらなければならない課題である」と、答弁していました。

その後、どのような話合いで進んでいるのでしょうか。

(建設) 雪対策担当 田中主幹

これにつきましては、事業方法といたしまして、道内 10 万都市で置き雪対策をしている札幌市、旭川市、江別市の 3 市の状況を調査いたしました。札幌市につきましては、地域の協力員が有償ボランティアという形で事業を行っております。旭川市につきましては、除雪作業の際に業者が置き雪をしないように配慮しながら除雪を行っている。また、江別市につきましては、市が福祉協会の方へ委託しまして、福祉協会の方が除雪業者と対応して、高齢者の住宅の置き雪対策を行っているということでありました。

小樽市の場合、それぞれ札幌市、旭川市、江別市の方式に合わせた場合、例えば、札幌市の有償ボランティアという形にした場合は、現在、小樽市では無償の除雪ボランティアも行っておりますので、そういう矛盾点だとか、地理的な条件からボランティアの人員確保が可能かどうかという点を私どもの方でも検討いたしました。また、旭川方式につきましては、除雪作業の際に業者が同一機械でそれぞれの高齢者宅の雪を持っていくという形の対応であります。これにつきましても、旭川市と小樽市の道路幅員、道路状況だとか、地形などの違いもありまして、実際にそれが可能かどうかということがあります。また、小樽市につきましては、使用している機械、旭川市のような機械を使っていない部分があるものですから、そういう対応ができるかということも検討しております。

また、江別方式につきましては、現在、小樽市でも除雪サービスを行っておりますけれども、実際に有償という形では、受益者負担の関係があるものですから、そういう点では実際に小樽市で大丈夫なのかということ踏まえて、では、小樽市として、どういう形で置き雪の対応ができるのかということで、行政で行っています今の除雪作業に伴いまして、実際に試算したところでございます。

市内全域を間口除雪した場合につきましては、新たに 2 億 6,000 万円ほどのお金がかかるような形になります。また、間口を全部処理しますと、当然、そこに置き雪という問題が出てきて、それも含めて対応するとありますと、3 億 3,000 万円ほどのお金がかかるという形になります。現在、高齢者世帯は市内の世帯数の中のだいたい 4 分の 1 で、約 1 万 4,000 世帯あるわけですから、試算すると、高齢者世帯だけの間口処理をした場合には約 1 億 1,000 万円かかるような形になります。

それとは別に、除雪作業の終わった後に、別の部隊による人力でそれぞれの世帯の除雪を行った場合に、どのぐらいの経費になるかということで、これも概算ではありますけれども出しました。約 1 万 4,000 世帯ありまして、当然、対象世帯が点在している関係がありますので、総体的に見ますと、全世帯で行った場合、人力で 1 億 5,000 万円ほどかかるような結果が出ております。このような結果を見ましても、現在、本市の限られた財政状況ですと、置き雪に対する処理というのはたいへん難しい状況だと判断しております。

新谷委員

けれども、約 1 万 4,000 世帯ある高齢者世帯のすべてが置き雪の対処をしてほしいと望んでいるわけではないと思うのです。今年は例年と違って除雪の仕方が本当に浅かったのです。サラッとした除雪されていなかった。これは、この冬、市民の皆さんの逆の不満としてあちらこちらで聞こえてきたことなのです。なるべく置き雪にならないように、そういう形で除雪したのだと思いますけれども、この冬のように雪が多い場合は、かえって道幅も狭かったし、あまりいい形の方法ではなかったのではないかなと思います。しかし、それにしても約 1 万 4,000 世帯の高齢者世帯すべてが要望しているわけではないと思うのです。

高齢者の中でも本当に除雪ができない人、例えば、福祉除雪に登録しているような人だとか、身体が悪くて本当に除雪できないという人が、いったい、どこにどのぐらいいるのかという数をきちんと把握したら、もっと予算も少なくできるのではないのでしょうか。

(建設) 雪対策担当 田中主幹

福祉除雪を依頼している方というのは、その年度によって受付件数が六百何件とか、昨年、おとしにつきましては、三百何件とかと聞いております。委員の言っているのは、そういうところだけでも対応できたという話だと思いますけれども、今、私が話したのは全体的なものでありまして、人数というか、区域で割っていきますと、割高という形になります。単純にこの金額を世帯数で割って、1 世帯当たりのその金額で対処できるというような形にはならないものですから、実際にその形で概算を出しますと、やはり、対象世帯が点在しているために、割高になるという金額が出ているのです。そういう点でもなかなか難しいのかなと判断しております。

新谷委員

いろいろと試算してみた結果、お金がかかるということですが、例えば、旭川市では置き雪しないように機械で行っているということなのですが、小樽市では、そういう機械がないということでしたよね。これは、どうということなのですか。

(建設) 雪対策担当 田中主幹

小樽市と同じグレーダーで作業を行うのですけれども、置き雪をしないようにシャッターブレードという機械で、雪をその部分に置かないで、その先で送り出すような機械がついております。ほかのグレーダーやタイヤローダーでも行っていますが、実際にはその雪は、その家の両隣などにどうしても置かざるを得ない形になります。

最近、旭川市に確認したところ、その雪の押し場所、置き場所がなくなっているという状況もありますし、作業が時間的に追いつかないというような状況になってきているという現実問題など、旭川市の課題も聞いております。そういう形の中では、機械を変えることでは、一部で対応可能かと思いますが、実際に置き雪という形でどこかに雪を置かなければならないという点では解決にはならないと判断しております。

新谷委員

なかなか難しいということですが、予算があればできるということですね。今年は先ほど言ったように、サラッとは除雪していなかったの、置き雪の苦情はあまりなかったそうですけれども、しかし、それで済むという問題ではないのです。だから、予算の関係もあるとはいうものの、どうしたら置き雪が解決できるのか、例えば、人力で行う場合、以前にも中央バスが行っている停留所の除雪の例を出して聞きましたけれども、それだけお金を出しっ放しということではなくて、雇用の拡大にもつながっているわけですから、そうした面でも、やはり、総合的に考えて、もう少し前進できるように、また、検討し直していただきたいと思います。

そうでなかったら、永久にこれは解決できないわけでしょう。文句を言ってきたところだけちょこちょこことやって、あとはもうすっぱり雪の中に埋まっているというような状況で、皆さんは我慢しているのですから、この辺でもう少し対象になる世帯数など、そういうものもきちんと把握して実施していただきたいと思います。それを要望して、答弁をいただいて終わります。

(建設) 雪対策担当 田中主幹

置き雪につきましては、これは私どもの方として、行政としてできる範囲で行っておりますけれども、市民に対して、行政としてできる範囲、また、市民が協力する部分、この辺は私どもとしては、市民の皆様に対するお願いという形になりますけれども、「除排雪についての七つのお願い」というチラシや、いろいろな説明会の中でも話しておりますが、やはり、置き雪というのは、これは除雪をする度に絶対に残る問題ですし、これについては、これからも住民の皆様様に説明して、理解していただくという形で進めていきたいと考えています。

新谷委員

我慢して我慢して我慢しろということですか。

(建設) 雪対策担当 田中主幹

いや、協力をお願いしたいということです。

新谷委員

それならちょっとあんまりではないですか。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

松本委員

今後の街路事業について

平成 17 年度予算説明書から、ついに街路事業という項目が姿を消しました。16 年度は銭函新通線の 4,000 万円、礼文塚通線の 6,000 万円、合計 1 億円の築造工事費がついていたのですけれども、これも完成あるいは一部国道 5 号への取付け部分を凍結して終わってしまったということであり、和宇尻中央通線も都市計画決定になっている分の半分で終わっています。それで 17 年度から街路事業がなくなったということで、ちなみに伺います。小樽市全市で都市計画決定になっているのに都市計画変更もしない、あるいは事業化もできないという路線は何路線くらいあって、一番古いのはどこで何年か、一番新しいのはどこで何年か、質問します。

(建設) 都市計画課長

都市計画道路についてであります。まず、都市計画道路で一番古いものは、昭和 10 年に中央通ほか 16 路線が都市計画決定されております。また、一番新しい路線では、小樽山手線、これは国土幹線開発自動車道、高速道路です。これが平成 11 年 12 月に決定されております。都市計画道路は全部で 60 路線ございます。その中で、改良舗装済み、すべて終わっている路線というのは、実は 19 路線ございまして、残りについては、全部完成していないという状況でございます。ちなみに、都市計画道路の整備率につきましては、小樽市の場合、都市計画道路全延長が

148.9 キロメートルありまして、そのうち改良済みが 90.6 キロメートル、整備率につきましては、約 61 パーセントでございます。

松本委員

今月、財政再建推進プランが出てまいりました。普通建設事業費が、平成 4 年度に 93 億 2,000 万円あったのが、17 年度は 11 億 7,000 万円、その差額は、実に 81 億 5,000 万円。道路ができないというのもありますけれども、土木建設業者にとっては死活問題というか、経済がたいへんなことになっているという状況で、法人市民税も納められなくなってくる、そうすると税収も減ってくると。悪循環が続くのかなと思います。

財政再建推進プランによると、平成 18 年度が 10 億 7,000 万円、19 年度が 8 億 9,000 万円、ついにもう 1 けた台にまで落ちてしまう。20 年度は 6 億 7,000 万円しか考えていないということになりますと、ただいま説明をいただきました都市計画決定になっている道路 60 路線のうち、41 路線がまだ残っていたということで、このプランによると、平成 20 年、21 年まで、しばらくの間、街路事業は計画すらできない。都市計画決定に向けて、新たな動きもできないということになるのでしょうか。

(建設)建設課長

街路事業の採択要件が厳しくなってきました、単発ではなかなか採択できないという状況になってきております。広域的な街路事業であれば、計画するということになっている、採択はされるのですけれども、今の小樽市の財政状況では、街路一つをつくるにしても、用地補償が絡んできます。そういう問題で、今、街路事業がとまっているというのが、現状でございます。

松本委員

道路新設改良費も、交付金事業がありますと、臨時交付金が 60 パーセントつくから、公共的なものはできる。例えば、バイパスのインターチェンジの拡張に合わせて、その周辺の道路を拡幅する。そうすると、道路拡幅しなければならないから、用地取得も必要になってくるということで、60 パーセントの臨時交付金がつけば何とか公共的なものはできると思います。しかし、用地取得しないで行うということになると、やはり、臨時市道整備事業に頼らざるを得ないのかなと思います。

それで、臨時市道整備事業も去年は 5 億円あったものが、今年は 4 億 5,000 万円ですから、だんだんと、じり貧になってくる。それで、4 億円のうち 40 路線が今年も出てきました。そうすると、だいたい 1 か所 1,000 万円くらいの事業費ということになると、側溝や道路改良事業は、年度で 100 メートルぐらいずつ何年かかけて継続してやらなければならない。100 メートル前後で臨時市道整備事業を行わなければならない。新規で 380 メートルも一気に出てくる榎里川右岸線などもありますけれども、こういうのは珍しいのではないですか。

市道谷地線の道路改良について

例えば、銭函 3 丁目の市道星置川右岸線・左岸線、これは補助事業ですから、ある程度、整備できたと思っておりますが、これも市道御膳水通線までで止まっております。その先の小樽方面にある北海パネ株式会社と株式会社新宮商行銭函工場の間には、実は、道路用地がきちんとあるのです。道路用地があるので用地取得しなくても整備できるのだけれども、計画にすら入っていないから、人っ子一人通れるようにはなっていない。

そこをずっと行くと、ポンナイ川沿線に抜けるのですけれども、札幌からの幹線道路である下手稲通、そして小樽に入って銭函運河線、その延長がポンナイ川沿線なのだけれども、それも御膳水通線から小樽側は、歩道もなく幅も狭くなっていると。和宇尻中央通線が全部完成して、このポンナイ川沿線に下りてきたら、すばらしい幹線道路になって、交通量も増えるのではないかと思うのです。

実は以前にそういう計画が、こういう立派な計画ができています。これは、見たことのない人がいっぱいいると思いますけれども、これは平成 6 年 3 月に当時の建築都市部都市計画課調査係でこの計画をつくって、地元の人にも渡っているのです。非常に夢を持って期待して待っているのですけれども、これができたらポンナイ川沿線

も整備されるのかなと思っていたのですが、この計画を知っている人、この中に何人かいますか。この扱いはその後どうなったのか、伺います。

(建設)宅地課長

ただいま委員が示した資料については、私が十数年前に携わっておりました。その中では、銭函駅周辺なのですが、あの場所をご存じのとおり、上の高台と数十メートルの地域の高低差がありまして、海岸地域という特殊性、並びにあそこは住宅の密集地といういろいろな理由がありまして、当時は、地域の皆さんと一緒に話し合いました、このような土地利用の構想図を作成しましたがけれども、実際に具体に向けてはなかなか厳しい条件の下で、整備は滞っているというのが実態でございました。

松本委員

滞っているという話ですけれども、やめたわけではないのでしょうか。

建設部長

今、古い話がありましたけれども、確かに平成 6 年当時は、特に銭函・張碓地区については基盤整備も若干遅れているということで、将来的にはそういう構想図を基に整備していくことが望ましいという形で計画されたと思います。ただ、それを全部やめたわけではなくて、今の話にありましたように、張碓地区の和宇尻中央通線だとか、それから、銭函新通線なども、手がけてきておりまして、遅々として進まないわけではないのだけれども、遅れながらもやってきております。

今後につきましては、そのときそのときの財政状況もあるのですけれども、やはり、経済情勢を含めた時代の背景もあるかと思えます。私どもとしては、この度の銭函・張碓地区の街路事業は、とりえずいったんやめておきまして、財政状況が好転した場合には、また改めてその路線、今、委員が手にしている計画が適切なかどうかも含めて検証しながら、再度練り直していくべきでないかなと思っております。

松本委員

そのポンナイ川沿線ですけれども、今の部長の話では、和宇尻中央通線がここまで下りてくるというのは、もういつになるかわかりませんが、ポンナイ川沿線というのは、かなり幅のある道路用地があるのです。

これは別に用地取得しなくても道路用地があるのだけれども、この半分片側は一企業のプレハブが建っていて、大型車両が、どんと駐車しているために半分使えないので、半分が道路となっている現状なのですけれども、この一企業に使用させたのはいつからか、どのような経緯でここを使用させているのか。そして、使用料、道路占用料の徴収、あるいは、この更新はどのようになっているのか伺います。

(建設)用地管理課長

まず、市道名でございますけれども、この路線は谷地線という市道名になっております。たいへん広い用地ということで、用地につきましては、すべて河川敷地になってございまして、その上に道路が認定されている状況でございます。今、委員がまさしくご指摘のとおり、たいへん広い用地の中に 7 メートルほどの幅員の道路ということになってございます。一地権者の方が使用しているということで、名前は伏せさせていただきますが、実は、その方の所有している土地自体が現在の道路にかかっているという状況がございまして、以前からずっとその部分の用地交渉をしてきておりました。

昭和 58 年に、かかっている土地を含めた形で、河川敷地の一部を貸している部分がございます。それで、私どもが道路として使っている部分を更に引いた部分の残った土地を有償で貸しているという形になってございます。また、その土地以外にも、その市道沿いで、いろいろな土地の問題がございまして、年度でいきますと平成 10 年度にまた、貸していますし、平成 16 年度に一部、貸しているという状況があります。

これはお金を取っている有償部分と、無償部分があるということで、きちんと市が占用している面積とか、それを超えた部分については有償でいただいているということで、許可をしているところでございます。

松本委員

道路用地ですから、道路として整備するのが当然のことでありまして、用地取得しなくても整備できるということですので、その企業にいつまで貸しておくのか、いつ更新が切れるのか、その点を伺います。

(建設)用地管理課長

これはまさしく市の河川敷地を貸していることですので、当然、私どもの道路なり河川整備の中で、その土地が必要な部分であれば、その時点で返還をお願いするという形になろうかと思えます。ただ、ご存じのように、あれだけ広い土地ですから、全面的に私どもの道路整備の中で使うかどうかという今後の問題はあろうかと思えますけれども、あまり迷惑をかけない中で、当然、返していただくという形で整備していかなければならないものだと考えております。

松本委員

その周辺の 3 町会から、それらを早く撤去して、道路整備してほしいという要望書が来ていると思えますけれども、それに対して、私は、今、街路事業を行えとか、ここへ和宇尻中央通線が下りてきてということよりも、臨時市道整備事業で少しでも道路としての形態を成すように整備すべきではないかと思うのです。

部長は、今回、最後の議会でありまして、置き土産で何かいい返事がもらえないかなと思えますけれども、どうですか。

建設部長

市道谷地線については、もう相当古い時代からいろいろな課題を持ちながら、地元なり、関係する方々と話をし続けてきてまして、昨年ようやく一定の方向性が見えたという段階にきています。地域関連町会の方々からもご要望を受けてまして、私どもとしてはその路線の整備につきましては、一応、都市計画道路としての位置付けはあるのですけれども、先ほど話しましたように都市計画事業で行うのは、なかなか難しいものですから、何とか違った手法でできないのかということで検討してございます。

その中で、地元の町内会からは、「人が通れる歩道をつけてほしい」とか、「もう少し道路幅を確保してほしい」といったご要望が来ておりまして、私どもも先ほどから話していますように、まず、用地をきちんと確定してから、臨時市道整備事業か、手法は別にしまして、何とか少しずつでも手がけていきたいということで、「平成 17 年度中に現地の測量、調査をしまして、整備計画をつくって示したい」と、町内会の方にも話をさせていただいて、ご理解いただいたところでございますので、もうしばらくお待ちいただいて、何とか整備に向けて努力していきたいと思っています。

松本委員

ぜひ、よろしく願いいたします。

公園のトイレ新設工事の見直しについて

以前の予算説明書には、毎年 1、2 か所ずつ公園の公衆トイレ新設という項目があったのですが、これもなくなりました。公園のトイレ設置の要望もかなり数多く来ていると思うのですが、これに対する取扱いはどのように考えておりますか。

建設部長

先ほどから、お金の話ばかりになってしまうのですが、財政部の方から、平成 21 年に約 127 億円の赤字になりますと、財政再建団体に転落するという話がありまして、全庁的に相当な覚悟をして向かっていかなければ、財政再建団体になるということも含めまして、今の話にありましたように、平成 4 年度に約 93 億円の公共事業費というか、普通建設事業費であったものが、今、私のところに平成 17 年度は約 11 億円ということで、約 9 分の 1 ほどになってきているのです。

やはり、こういう財政状態では新しい事業展開というのは難しいということですし、もう一つは、維持管理の部

分については、当然、実施していかなければならない実情がございます。そのような状況の中で、公園のトイレにつきましては、財政的に多少余裕があった時期には、年に一つ二つ行ってきていますけれども、しばらくの間は、相当厳しい時期ですから、それまでの間は少し我慢したいということでありまして、財政的に少し余裕ができた段階で、また改めてこういった事業もできると思っておりますので、その時期には継続して進めていきたいと思っております。

松本委員

特別業務地区第 1 種、第 2 種の違いについて

それでは、先ほど説明がありました中から、議案第 38 号の特別用途地区、区域の変更について、特別業務地区と指定なしのところは特別業務地区第 2 種になる。それで、何も無い特別業務地区が特別業務地区第 1 種になるということですが、この第 1 種と第 2 種の違いはどういうことなのですか。

(建設)都市計画課長

第 1 種特別業務地区につきましては、これまでも指定されていた箇所なのですが、図面の の部分でございます。この地区につきましては、業務の支障となる建築物を排除するために、住宅や娯楽施設、厚生施設などを排除している地区でございます。今回、新たに指定しています第 2 種は、娯楽施設については許容するというので、第 1 種と第 2 種の違いは、大きくはレクリエーション施設、娯楽施設でございます。

松本委員

特別業務地区を第 1 種と第 2 種に分けたということですね。それで、第 2 種をつくるために第 1 種と第 2 種に分けたということですね。第 2 種に指定したあたりが舟券売場などの娯楽施設になるのかなという感じがしていますけれども、そういうことで第 1 種と第 2 種の違いがわかりました。

小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画と住まいのセンター設置について

今回の新しいマスタープランの目玉というか、計画の実現に向けての大きな要素が「小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画」で、これが最大の目玉ではないかなと思います。それと、今回、新しく「小樽住まいのセンター設置の検討」がプランの中に入りました。この二つが今回のマスタープランの大きな目玉ではないかなと思うのです。今回、新たに「(仮称)小樽住まいのセンター設置の検討」ということですが、具体的にどのようなことを考えているのか。いろいろとクリアしなければならないハードルがあるのではないかなと思います。

これはたいへんよいことなので、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思っておりますけれども、これについての説明をお願いします。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

今回の新しい住宅マスタープランの目玉という話でございますけれども、小樽住まいのセンター設置の検討とストック総合活用計画の策定、これが重点的に新住宅マスタープランに基づく住宅施策として、これから取り組んでいこうということでございます。

まず、ストック総合活用計画の策定につきましては、今回の第 1 回定例会で予算計上しておりますけれども、17 年度に策定するというので準備を進めていこうということでございます。ストック総合活用計画については、今までも、話しておりますけれども、今後の市営住宅あるいは道営住宅も含めてどう活用するのか、それは建替えをするということもございまして、既存のストック、市営住宅を活用していこうという観点から、建替え、個別改善、あるいは、全面改善、そういったものも含めて計画づくりをしていこうということでございます。

今の再生マスタープランで、市営住宅の建替えを進めておりますけれども、再生マスタープランについては、国の制度が変わりまして、ストック総合活用計画に移行しているということで、ストック活用の観点から、新たに計画づくりを行うということでございます。これは 17 年度に行います。

それからもう一つ、小樽住まいのセンター設置の検討でございますけれども、今回、住宅マスタープランを策定するに当たって、市民 3,000 名に対するアンケート調査、それから、それぞれの住宅関連の各業界や福祉関係の方々

等のヒアリングを行って、その中から出てきた一つの課題でございます。市民の住宅に対する不満や不安をきちんと相談できる、気軽に相談できる場所がないということでした。

例えば、自宅を訪れるリフォーム業者を信じて本当にリフォームをお願いしていいのだろうかとか、そのような不安、不満といったものがたくさんございました。そういったものを何とか解消する一つの方法として、ここでは行政主体というよりも民間主体を考えてございますけれども、民間での住まい関連の業者等も含めた民間の体制を構築しながら、住まいの相談、融資の相談、リフォームの相談、更に、例えば、アパート経営をされている方であれば、アパートの経営相談のようなもの、そういった幅広い形で相談を受け付ける場所を構築する必要があるということで、いろいろなアンケート調査を基に今回こういった施策を打ち出したところでございます。

現実には、いろいろとお金も関係することでございますし、人材の問題をどうするのか、いろいろとクリアしなければならない課題というのが非常に多いだろうと思っておりますけれども、現在いろいろな動きがございます。

高齢者に対する住宅相談を何とかしていこうという全庁的な視点もございますので、そういったできるところからやっていこうということで、17 年度に向けては、そういう関係者とのヒアリングなどを行いながら、一步でも前に進むような施策を展開していきたいと思っておりますので、ここではセンターの設置の検討ということで、ちょっと後ろ向きに聞こえるかもしれませんが、何とか具体的な事業を一つでも起こすような形で前に進んでいくと、そういった覚悟でここに記載したところであります。

佐々木（茂）委員

何点か確認事項ということで伺います。

冬期交通規制標識の撤去事業について

道路維持予算の中で、冬期交通規制標識撤去事業費とありまして、3 か年で行うようでございますが、この事業内容について教えてください。

（建設）用地管理課長

冬期交通規制標識の撤去でございますけれども、小樽市の場合、今まで冬期間に除雪するに当たって、市内各所を駐車禁止扱いにしておりました。これは、小樽警察署長権限で 30 日を超えない範囲ということで、12 月から 3 月いっぱいまで規制しておりましたが、公安委員会の方で、この措置はだめということになりまして、16 年度から 3 か年で町内会からの要望のない標識を撤去するという事業を行っております。

今年度につきましては、219 枚撤去しておりまして路線数にしますと、35 路線ほど行ってございます。来年度も引き続き行っていこうと思っております。17 年度は、何枚になるかわかりませんが、17、18 年度と、あと 2 か年ございまして、市内にまだ 450 枚ほど残っておりますので、それらを撤去していきたいと思っております。

佐々木委員も町内会長を務めていると思うのですが、各町会の方には事前に話をさせてもらっています。撤去到当たっては、今後は通年での駐車禁止という形しかとれないものですから、これはまさしく町会の皆さんの要望がなければできないということで、これは各町会にも話をして、要望のない箇所から撤去していくという実態もあることをここで報告いたしたいと思えます。

佐々木（茂）委員

その話なのですが、確かに小樽警察署長権限ということになるのですが、小樽の雪の現状等を考えて、私としては年間通しての駐車禁止ではなくて、降雪時期だけの期間限定というか、例えば、今までは標識に規制期間や規制時間の制限をかけていましたよね。ですから、そういう形のものを町会にでも委託というか、ボランティア的をお願いすることによって、つけていたものをあえて外さないで、それを何とか利用できないかというような形で、地域の交番懇談会でも私はいろいろとあるものですから、町会にその標識の撤去、要望のないものを外すということですから、趣旨はわかるのです。

けれども、設置していることによって、注意喚起の意味もあるので、私は、交番等の会議のときには、そういう小樽の現状と、事業者とのいろいろな話の中で、町会長の命でもって標識を外したと、外した結果の問題と、外さない結果の問題が出てきまして、非常に悩んでおります。

一部の役員が町会全員の人の話の話を聞くというのは難しいわけです。ですから、私はあえて申入れをしないで、通年で駐車禁止という形が、なかなか難しいものですから、もし、できることであれば、外さないで利用できる標識はそのままにしておいて、今までのようにカバーをかけて規制するような方向にはならないものかなと思います。3年間で標識の撤去、外さなければならぬということで、市もそれを外す手間がたいへんです。そして、今度、逆に地域から要望があれば、また設置するわけでしょう。その辺はどうなのですか。

(建設)用地管理課長

まず一つ、標識の種類を説明しますと、冬期間駐車禁止の標識というのは、道路管理者が設置した標識ということになってございまして、裏に小樽警察署長と書いてあるのですが、通常の標識であれば公安委員会が設置するので、公安委員会というシールを張っております。ですから、同じ形にはなっているのですが、はっきり言うとうるものということで認識願いたいのと、私たちが委員が指摘された話を、警察を通して公安委員会にも話しています。

要望がある中で、今、「住民の皆さんの了解をとらないと、通年の駐車禁止以外はだめだよ」という話もしているのですが、「冬の問題もあるので、何とかこのまま継続できないでしょうか」という話もしております。ですから、公安委員会は別にしまして、町会の方で何とか駐車禁止にしてもらいたい、また、もう少し考えてくれないかという部分については、平成 18 年度まで引っ張ってみて、何とかお願いしていこうかなと思っています。

ただ、私どもも警察と協議している問題でございますので、撤去しても支障のないところだけを先に撤去しようと考えていますので、町会の皆さんと相談させてもらいながら、撤去の方法を考えていきたいと思っております。

佐々木(茂)委員

奥沢 B 住宅の解体撤去について

住宅用途廃止事業の予算付けをされていますが、これはどこをどのような形で行う事業なのか。

(建設)建築住宅課長

用途廃止事業費についてですけれども、この件に関しましては、奥沢 B 住宅の解体撤去の予算でございます。奥沢 B 住宅につきましては、昭和 30 年に建設された簡易耐火構造平家建て 4 棟 20 戸の市営住宅でしたけれども、そこに入居しておりました 10 世帯につきましては、平成 14 年度に勝納住宅 1 号棟へ移転されております。そして、全戸空いているという状況でございますが、管理の問題もありますし、また、民間の敷地を借りているという状況もございますので、平成 17 年度にこの 20 戸を解体いたしまして、整地して、地主に返却したいということで計上させていただいているものでございます。

佐々木(茂)委員

場所は、奥沢のどのあたりですか。

(建設)建築住宅課長

奥沢 4 丁目、高橋農園前の道路を挟んで国道 393 号寄りの傾斜地になったところ です。

佐々木(茂)委員

除雪作業を行っていない路線の対応とステーションの開設時期について

次に、除雪問題について伺います。先ほど置き雪対策ということで話がありましたけれども、今年は例年になく大雪です。置き雪されるような除雪が入っているところならいいのですが、3月になっても、まだ一度も除雪に入っていない地域もあるということで、置き雪されるようなところであれば、便利なところということなのですが、一回も除雪に入っていないということでの質問です。

それと、ここ二、三日、急に暖気になりまして、自然に雪がどんどん解けていきますから、小樽市にとっては最

高にいいことだと思っております。それで、一度も除雪に入っていないところは、わだちができてひどい状態なのです。車が通れないようなところがたくさん出てきています。その辺の対策については、どうなのか、そして、今年、いつまでステーションを開設するのか、教えてください。

(建設) 雪対策担当 田中主幹

まだ一度も除雪に入っていないというところ、私どもの方で除雪路線として第3種の5という形で位置付けている箇所だと思います。狭くて行き止まりの小路など、そういう部分では、今、実際にはこういう雪解け時期に町会等と調整しながら除雪を行っているのですけれども、この冬につきましては、若干、それが遅れていまして、引き続き作業している段階でございます。

佐々木(茂)委員

ステーションについてはどうですか。

(建設) 雪対策担当 田中主幹

ステーションは、3月25日まで開設しております。ただ、もう少し遅くなる可能性もあると思います。

佐々木(茂)委員

そうすると、25日までステーションがあって、その後の対策やいろいろな対応というのは維持課が行うということによろしいのでしょうか。

(建設) 雪対策担当 田中主幹

そのとおりでございます。

佐々木(茂)委員

除雪については、いろいろな状態がありますので、この話は終わります。

水道の業務委託について

次にもう一つ、確認事項ですが、先日の予算特別委員会で水道の業務費のことを伺いました。賦課、徴収及び検針に要する費用ということで答えていただきました。この中に収納業務委託料、検針業務委託料があるのですが、この内容だけ確認させていただきたいと思います。

(水道) 総務課長

先日の予算特別委員会の中で、委託料の内容について、後日、通知する部分がございます。

まず、業務費について、営業費用の部分で、営業課が取り扱っております検針、賦課、要するに料金をかける、そして徴収すると、その関係経費ということで計上させていただいております。そして、説明欄に設けている部分といたしましては、2億1,000万円から人件費の係る部分の差引分で約9,000万円ということでございます。

賦課徴収、検針業務に対する委託料はどのぐらいなのかと、こういった質問でございました。そのところは資料がなくて答えることができませんでしたので、この席で答えたいと思います。

予算説明書の中には、賦課徴収及び検針に要する費用ということで、9,080万円ほど計上してございます。そのうち委託に係る部分といたしましては、委託料ということで約5,800万円になってございます。また、その5,800万円の内訳といたしまして、業務委託をしている部分といたしましては収納業務、要するに徴収ですけれども、これについては過年度に係る分について徴収委託をしているものでございまして、金額的には消費税込みで1,220万円ほど、検針業務につきましても、全市内を委託にかけてございまして、この部分が一番大きくて3,750万円ほどということになってございます。

その他といたしましては、徴収に係る滞納整理ということで、なかなか納めていただけない滞納者もございます。閉栓は職員が行うのですけれども、それに対して料金を納めた場合には、すぐに閉栓の手続等を行いまして、この閉栓業務委託として500万円。そのほかの大きなものといたしましては、収納委託でコンビニでも対応できるようにしてございますので、その委託料といたしまして180万円ほど計上させていただいております。

久末委員

小樽公園再整備の中間報告について

こどもの国について、新谷委員が質問していましたので、そこまではわかりました。それで、これから懇談会とか、各関係機関の方たちといろいろと話を進めていく中で、中間の経過を私たちに教えてくれればありがたいと思います。「こういうふうになりました」ではなくて、「こういうことを話し合っています」とか、「こういうことで、どうでしょうか」など、いろいろと相談しているという内容も聞かせていただければ、私たちも、「ああ、これはこういうふうにしてほしいな」という要望もあるかもしれませんので、そういう中間の報告もしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(建設)建設課長

懇談会と市民の皆さんのご意見は、もう募集期間が終わりまして、私どもの方に全部上がってきているのです。そのご意見をもって、どういう形で計画していくかということではなく、あくまでも皆さんのご意見を尊重しながら進めていくということで、その中間、中間にはまたいろいろな形がありますので、それはまた、随時報告していきたいと思っております。

久末委員

そのようにしてくれればありがたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 54 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

佐野委員

陳情第 61 号「築港駅前歩道橋存続方について」に関して

それでは、通告していることについて伺いたいと思います。

最初に、陳情第 61 号に関して尋ねます。先ほどの理事会でも議論があったのですが、たいへん驚いております。ご承知のように、去年 12 月の第 4 回定例会で「築港駅前の歩道橋は要らない、撤去してほしい」という陳情があって、それを全会一致で「そのとおりだ」ということで採択した。ところが、議会、また委員会としてよかれと思って判断したことが、今度は「存続してくれ」という全く反対の陳情第 61 号が、今定例会に 4 名の陳情者から提出されました。今日聞いたら更に 164 名追加で、168 名の地域の方が「撤去されたら困る」という陳情を出されて、私個人としても、以前は「そのとおりだ」と言いながら、今回は、撤去に反対の陳情ですから、非常に苦慮しております。

それで、何点か確認したいのですけれども、去年の第 4 回定例会で歩道橋撤去の陳情を採択した以降、市はどういう対応、動きをしてきたのか、そこがポイントになりますので、その辺の答えをお願いします。

(建設)まちづくり推進課長

第 4 回定例会以降の動きでございますが、まず、陳情者にお会いしてきまして、陳情の詳しい内容をお聞きして

きました。やはり、老朽化が激しいということと見通しが悪いということ、それから、利用者が少ないということ
を強調されておりました。その後、関係町内会ということで、これにかかわるだろうと予想される 4 町会、東小樽、
若竹、新潮、勝納の 4 町会の会長にお会いしてきました。その中で、陳情が出されたということを説明いたしまし
て、今後、市といたしましては、まず、「雪解けを待って通行量調査を行いたい」ということです。その調査結果
をもって各町内会あるいは道営住宅がありますので、道営住宅の自治会長にも説明した中で、「最終的に撤去につ
いて判断していきたい」という話をして、町内会長や自治会長のご理解をもらったところであります。

佐野委員

今の報告ですと、若竹町会、東小樽町会、道営住宅の自治会の皆さんに会って説明したという話だったのですが、
もう少し具体的に、歩道橋を撤去するという報告を聞いて、これらの皆さんがどういう反応をしたのか、どうい
う感触だったのか、その辺についてはどうでしたか。

(建設)まちづくり推進課長

4 町会長にお会いしたという話をしましたけれども、新潮町会と勝納町会の会長は、「直接、あまり関係はない
と思う」という話をされておりました。また、若竹町会長は、現在、横断歩道がついていますので、「横断歩道
を渡る人は、若竹町会の人が多いのではないか」という認識をお持ちのようでしたけれども、道営住宅の裏を通る裏
道がありまして、この歩道橋をどんな方が利用するのか、まだわからないという中では、やはり、「皆さんの意見
をお聞きするのがいいだろう」ということを言っておられました。

また、東小樽町会の町会長は、「東小樽は広いけれども、桜町の方から平磯トンネルを通过这个歩道橋を利用
する人がけっこういるのだ」ということで、「ぜひとも説明会を開いて、利用されている人たちの意見を聞いても
らいたい」と話しておりました。

また、道営住宅の自治会長は、「見通しが非常に悪いし、老朽化しているので、撤去してもいいのではないかと
いう意見もありました」ということでした。また、個人的な見解としては、「利用者が多いので、撤去すると乱横
断が増えるために危険が高くなる。とにかく利用者はけっこういるので撤去すべきではない」と話しておりました。

佐野委員

当然、交通安全にかかわることですから、公安委員会あるいは道路管理者である北海道開発局にも「こういう陳
情が採択されました」ということで、協議なり報告なりの対応をしたと思うのですが、そのあたりはどうで
しょうか。

(建設)まちづくり推進課長

国道ですから開発建設部、公安委員会に行きまして、「陳情があって、市としてはこういうことを考えているの
です」ということを報告してきたところでございます。

開発建設部の方では、「この歩道橋を撤去するという事になれば、撤去した後にいろいろな問題が出て、新た
にまた設置しろと言われても、それはできないよ」という話です。

また、公安委員会の方からは、「歩道橋を撤去する条件として、その場所に信号機付きの横断歩道を設置してほ
しいという話があっても、そういったことに対しては基本的に対応できない」ということで、「現在の歩道橋を撤
去して、新たに横断歩道を設置するというのは、いかがなものか」ということでありました。

公安委員会の方には全道から「信号機を設置してほしい」という要望が、相当数来ているということでした。た
だ、北海道の方も財政状況が非常に悪いということで、「簡単には全部の要望を受け入れられないという状況なの
です」ということでした。そのような中で、「現在、歩道橋があるのに、それを撤去して新たに横断歩道や信号機
を設置するという事は、まず、公安委員会自体の予算の中でも簡単に認められるという話ではないので、横断歩
道を設置するという条件で歩道橋を撤去するというのであれば、それはできない」という話でした。

佐野委員

冒頭に話したように、これは、歩道橋をめぐる、「要る、必要だ」また、「要らない、撤去だ」と、こういう住民同士の意見の対立ということなのです。私は、この陳情を受けて、これはどちらがいいとか悪いとかという話ではないと感じました。しかし、現実に陳情が出されたわけで、たいへん苦慮するのですけれども、再度確認しますけれども、今後、通行量調査、それから、関係者との協議を行った後、一定の判断をするという市の考え方でよろしいですか。再確認します。

(建設)まちづくり推進課長

雪解け後の条件のいいとき、平日あるいは祝祭日に、まず、歩道橋の利用状況を確認するというので、その調査結果をもって説明会等を開催して、関係者の皆さんのご意見をいただいて、その結果を庁内で検討して、議会、各関係機関に報告しながら、最終的に市としての一定の方向を見つけていきたいと思っております。

佐野委員

わかりました。しかし、私たちは、本日、陳情第 61 号の判断をしなければだめなのです。継続審査なのか、不採択なのか、採択なのか。しかし、現状はわかりました。したがって、当面、市の対応を見守っていかなくてはいけないなと思っています。地域住民の感情的な論争というか対立にならないように、やはり、最大の配慮をして事を進めていただきたいと要請しておきたいと思えます。

建設部参事

こういった問題は、地域の分裂という話、まさにコミュニケーションの相違という話でございます。やはり、賛否両論あると思いますので、双方からのご意見を求めて、その上で判断していきたいと思っておりますし、議会のご意見もいただきながら慎重に進めたいと思えます。

佐野委員

平成 17 年度住宅関連事業の内容について

予算説明書の中の 17 年度にかかわる住宅事業、住宅政策について、確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。今定例会で、住宅関連については、あまり議論がなかったようなのですけれども、いくつか伺いますので、答えていただきたいと思います。

平成 17 年度の予算案に示されていた住宅事業について、北海道住宅管理公社管理委託料の約 2,700 万円の主な内容を示してほしい。

2 点目は、家賃滞納訴訟等滞納整理事業費、これは今年度に訴訟を予定しているのかどうかということで、もし、あらかじめ今から「訴えるぞ」という話にはならないと思うので、そうでなければ、滞納整理事業 100 万円とは、どのような事業なのかということがちょっとわからないということです。

3 点目は、市営住宅施設整備費 1 億 5,800 万円の概略について。

4 点目は、公営住宅の整備事業、オタモイ住宅 1 号棟は決まりきっていることなのですけれども、これは今年 55 戸が移転です。オタモイの方が入居ということになっているのですが、聞くところによれば、オタモイだけではなくて、一部、公募する、一般の人も入居できるということなのです。これは何月ごろの募集で、一般の人の募集が何戸ぐらいあるのか。

5 点目、オタモイ住宅への移転料、引っ越し費用に 875 万円の予算をとっていますが、転居の人数と考え方、どういう引っ越しをさせて 875 万円かかるのかということです。

それから、用途廃止事業費 2,900 万円、奥沢 B 住宅の更地返還の中身です。

最後に、共同住宅建設改良資金貸付金に約 3 億円、この制度の前年度実績と 17 年度の目標というか、この 3 億円の中身、これらを概略でけっこうですから、参考までに示していただきたい。

(建設) 建築住宅課長

平成 17 年度の住宅関連事業につきまして、幾つかの項目について、予算計上しているものの内容についてということだと思います。

まず、北海道住宅管理公社管理委託料についてですけれども、平成 16 年度から市営住宅の管理を全面的に北海道住宅管理公社小樽支所に委託しているところでございます。その管理委託料を 2,720 万円ほど計上しておりますけれども、その主な内容といたしましては、人件費が 1,930 万円ほど、使用料 220 万円ほど、役務費 190 万円ほど、需用費 93 万円、旅費 34 万円、管理経費 123 万円、それらに消費税を加えて 2,720 万円となっております。

家賃滞納訴訟等滞納整理事業費につきましては、平成 16 年度に 1 件、悪質な滞納者の明渡し訴訟ということで訴えてきたところですが、残念ながら、これに続く方がおります。現在、交渉中でありまして、やはり、支払が滞っている、なかなか返済計画が守られないという方がおります。私たちとしては滞納を整理していただくべく交渉を継続しているところですが、「ひょっとしたら、訴えることになるかもしれない」ということで、計上させていただいているものでございます。内訳としましては、弁護士費用が大半で、その着手金、成功報酬等の積み上げで 100 万円ということになっております。

それから、市営住宅施設整備費 1 億 5,800 万円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、大規模の計画修繕として幾つかございます。まず、「高島住宅 53 の 1」ですが、外壁と屋根の大規模修繕を予定しております。これに 3,200 万円、塩谷 E 住宅のガス管の改修工事に 230 万円、最上 A 住宅の屋根の改修に 900 万円、緑 A 住宅の量水器取替えに 260 万円、手宮公園住宅の給湯器取替えに 630 万円、塩谷 C 住宅のふろがまと排水管等の設備更新に 750 万円、その他補修費をもちろもろ加えまして、6,200 万円計上しております。また、通常の年間を通しての随時の入退居に合わせての修繕に 7,000 万円、日常的な電気保安、エレベーターの保守点検、消防の点検等の委託費に 2,450 万円、合わせて 1 億 5,800 万円計上しました。

それから、公営住宅整備事業費につきましては、オタモイ住宅 1 号棟の 2 か年目に入りますけれども、55 戸建設中ですが、この移転につきましては、現在、入居のために仮住まいしている方々に対して、再度、意向調査を行っているところです。その意向に合わせて、基本的にはオタモイ B 住宅に入居していた方々が優先して入居できるということなのですが、その方々の意向を聞いて、空いた部分につきまして一般公募していく予定になっております。意向調査につきましては、先日説明会も実施したのですが、欠席された方々もおりまして、それらの意向が最終的にすべて確認されておりませんので、数字については正確に出ていないところですが、一般の公募につきましては 6 月の募集を予定しているところでございます。

また、この公営住宅整備事業費につきましては、17 年度としまして、児童遊園とごみ集積所の整備につきましては、新たに合わせて 1,400 万円を計上しているところです。

公営住宅建替移転助成事業費についてですけれども、これにつきましては、新オタモイ住宅への移転料です。55 戸あるのですが、予算計上としましては、50 戸の移転料ということで見積もりました。1 戸当たりの単価は、17 年度の予算としては 1 世帯当たりの単価として 17 万 1,000 円と計算しております。

それから、用途廃止事業費については、先ほど同じような質問がございましたが、奥沢 B 住宅の解体撤去費でございます。20 戸分の建物の解体と民間の地主に土地を返却するということで、整地等の造成も若干見込んで 2,900 万円計上してございます。

最後に、共同住宅建設改良資金貸付金の実績と予定ということでございますけれども、共同住宅建設改良資金の融資につきましては、先ほど新谷委員の質問にもありましたが、平成 6 年度から制度の内容を大幅に改正しております。平成 6 年度からの実績は、新築で 48 件 271 戸、11 億 350 万円の融資をしております。それらの融資の返済に合わせて毎年度、預託をしており、金融機関との協調融資ですので、年度当初に預託しているところです。

新年度につきましては、新築 1 件 6 戸分、その他、増改築等で 2 件 12 戸分ぐらいを予定しております。合わせ

て 6,000 万円を新年度分として予定しております。残りは先ほど話しましたように、過去の融資の返済で残っている額に対する預託額ということで、約 3 億円の予算を計上しているところです。

佐野委員

再生マスタープランの評価と新住宅マスタープランについて

それでは、本日、報告のありました住宅マスタープランについて質問させていただきます。平成 8 年 3 月に策定した 10 年計画での再生マスタープランの練り直しという考え方がございます。先ほど報告があったように、確かに 10 年が過ぎると、社会や国の住宅政策の変化などで、改めて住宅政策を見直すのだと。新住宅マスタープランのつくられた原案説明は、こういう認識です。

基本的には了解するし、かつ今後のこの原案に沿った住宅政策の展開は大いに期待したいと思います。その中で、先ほども松本委員から質問が出ていたのですけれども、26 ページに「公共賃貸住宅の整備・活用」というテーマ、これは市営住宅との関係ですから、ここが一つ大きなポイントになるのかなと思っています。

基本的な考え方なのですけれども、平成 8 年から今年度までの再生マスタープランの評価というか、実績というか、このプランに基づくこれまでの 10 年間でどうとらえているのかという認識を聞いておきたいと思います。今までの 10 年間はどうかだったのかという質問です。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

住宅マスタープランと公営住宅の建替事業である再生マスタープラン、この 2 本立ての計画で進めてまいりました。住宅マスタープランそのものについては、今回、策定に当たって検証を行いました。住宅マスタープラン自体では、いろいろな事業を掲げておりましたけれども、一定程度は進んだものの、個々の細かい点については、やはり、進行上無理があったという部分もありまして、それについては手つかずに終わった部分もありました。今回の住宅マスタープラン策定に当たりましては、そのあたりの検証をしながら、新たな施策を盛り込んだところでございます。

もう一つの再生マスタープランでございますけれども、平成 10 年に策定して、これまで市営住宅の建替事業ということで進めてまいりました。いろいろな事業を展開する中で、計画どおりに行うことができたものと、再生マスタープラン上に掲げたけれども、実際には手つかずに終わったものということで、この二つがございます。

計画どおりにいったという部分については、桜 E 住宅、稲穂北住宅の買取りが実施されましたし、入船住宅、勝納住宅 1 号棟、2 号棟、こういった部分については、時期的に若干のずれもございましたけれども、計画どおりに実施できて、公営住宅の整備が一定程度進んだというところでございます。

一方において再生マスタープラン上に掲げた 10 年計画の中で実施できなかったものもございます。

一つが、朝里十字街の(仮称)新光住宅であります。再生マスタープラン上で、掲げておりましたけれども、これはその用地の活用方法等について検討中でございますので、その部分については進むことができなかったところでございます。

もう一つが、最上 B 住宅、これも建替えを行うということで再生マスタープラン上では位置付けておりましたけれども、実際に、これも手つかずでございます。更に、塩谷の B、C を統合して、今の塩谷 C 住宅の部分に中層で建替えを行うと、こういったものについては計画どおりにできなかったということでございまして、今、言いましたように、一方では着実な事業実施ということでは進めてきたつもりではございますけれども、諸般の事情や財政的なこともございまして、一方では、手つかずに終わったといったもので、先送りという表現になりますけれども、今後の検討課題として残っている部分もありますので、計画の半分といえますか、そのぐらいは実施できたかなと思っています。あと、残りについては、今後の課題として、また検討していかなければならないと、こういったような総括になると思います。

佐野委員

かなり整備の進んだところと、あるいはまた、この計画の中にあっただけけれども、遅れているところがたくさんあるわけなのですが、それらも含めて、まさに今年 650 万円をかけてストック総合活用計画をつくるわけだから、そのところも非常に期待しているわけなのです。

今の話も含めて、平成 17 年度策定のストック総合活用計画の主な課題、柱というのはどういうところに視点を置いていくのか、これは総合的な話になると思うのですけれども、それらを聞いておきたいと思います。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

今、話したとおり、再生マスタープラン上で積み残した課題といったものがございまして。例えば、一部着手いたしましたけれども、再生マスタープラン上では、オタモイ住宅については、全部で約 400 戸を建設するという計画でございましたが、現状の中ではオタモイの 1 号棟、2 号棟で 105 戸のみでございまして。105 戸については、めどがついたけれども、残った部分をどうするのかといった課題がございまして。

特にオタモイについては、政策空き家にしておりまして、今の D、E、F、G 住宅といったところは歯抜け状態という形で進んでおりまして、今年のように雪の多いときについては、除雪の問題などのさまざまな問題、居住水準の問題では新住宅との格差といったものがございまして、オタモイ住宅については、既存の政策空き家になっている部分をどういうふうにも再建していくのかということが、次のストック総合活用計画の課題であろうと思っております。

それから、再生マスタープラン上で残っております塩谷 B・C 住宅の建替事業も再生マスタープラン上で平成 17 年度、18 年度には実施しようということで計画した部分でございましてけれども、この部分についても現状として手つかずということで、今後、これを今のオタモイの部分と調整をとりながら進めていく必要があるだろうということで、これも一つの課題でございまして。

再生マスタープラン上で全く位置付けていなかった部分としては、道営若竹団地の建替えということで、築港地区に建替えをしております。建替えをして、居住者がすべて築港団地の方に移った後に、今の道営若竹団地については市営住宅に事業主体変更するということでございまして。178 戸ございまして。これを市営住宅として再活用するというのが、再生マスタープラン上ではなかった新しい課題でございまして。

特に、築港駅前の非常に利便性の高いところ、更に古いとはいえ、エレベーター付の住宅でございまして、これを有効に活用することは、やはり、市営住宅の入居者対策としては非常に重要な課題であろうと思っておりますので、この整備の時期も含めてこういった形で再活用するのか、例えば、高齢者対応にするのかどうか、ファミリー層はどうするのかといったことも含めて、こういった対策も含めてストック総合活用計画上できちんと決めていく必要があるだろうと思っております。

更に、今、政策空き家になっている住宅というのが桂岡住宅、最上 B 住宅、オタモイもそうですけれども、こういったところがございまして。桂岡についても政策空き家になっているものですから、入居者が非常に少なくなって、雪の問題もございまして。最上 B 住宅もそうです。こういった昭和 40 年代に建てた簡易耐火平家建て、あるいは 2 階建ての住宅、こういったものは居住水準が非常に悪化しておりますので、これをどうしていくのか。再生マスタープラン上では、一応、そういった住宅の整備をするということでありましたけれども、今のところ手つかずの部分でございまして。

今、話したように団地ごとに大きな課題がございまして、こういったものを限られた財源の中でどういうふうにも展開するのか、そして入居されている方の公平性をいかに保つのか、こういったことがストック総合活用計画の中で検討していかなければならないということで、非常に大きな課題といえますが、非常に難しい問題が山積していると思っております。17 年度の事業の中で、このあたりを住宅行政審議会委員のご意見もしっかりと伺いながら、あるいは入居者のご意見も伺いながら、納得のいく結論を出していきたいと考えております。

佐野委員

再生マスタープランにおける建替事業の流れとストック総合活用計画における事業の位置付けについて総合的というか、全体的な考え方はよく理解できます。

今、まさに聞こうとしていたのですけれども、特にこの簡易平家建て住宅、オタモイも桂岡も最上も、それがたくさんあるわけです。これは、一方では財政問題もあるし、うれしいことに報告にあったように築港地区に道営住宅ができて、築港駅前の若竹団地を市で受けて、それを再整備するとかという先の話はあるのです。しかし、この再生マスタープランは今まで 8 年間の流れがあります。では、この流れは、一回取り消すということになるのか。

つまり、今までの流れからいけば、今、オタモイ住宅を建替えていて、次は最上をやって、それから塩谷をやって、またオタモイというのが今までの流れですよ。新しい課題なり、住宅環境が変わってきているので、その流れをいったんご破算にして、ストック総合活用計画に位置付けしていくのかどうか、この辺はどうですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

そのあたりは次年度の策定の中で非常に苦慮する部分だと思っております。オタモイ住宅が現在 105 戸建設しております、先ほど言いましたように、105 戸が移転すると、残っている方が、だいたい 240 世帯から 250 世帯、若干減っていくとは思いますが、そのぐらいの方々が残っております。そういった中で、簡易平屋建て、簡易 2 階建ての建替事業がいろいろと分散すると、今度いつオタモイに戻ってこられるかわからないというような状況も考えられますし、もう一つ、再生マスタープラン上で塩谷 B・C 住宅の建替事業なり、最上 B 住宅の建替事業を位置付けておりますので、そこに住まわれている方については、自分のところの建替事業も進むのだろうという、そういった期待も持っていると思っております。

現状の中で、「では、どうするのか」ということは、まさに 17 年度の課題として整理することでありまして、現状、この段階でこうするのだという結論めいたものを言える状態ではありませんけれども、そのあたりについて、全部が丸くおさまるといのは、なかなか難しいと思っておりますけれども、住んでいる方々のご要望を把握しながら、よりよい方法を考えていきたいと思っております。

中でも、今回の計画の表題でもありますけれども、ストック活用という観点でありますので、何も新しいピカピカの住宅を建てるということばかりではなくて、既存の住宅をいかに活用するかという視点もございまして、例えば、簡易平屋建て、あるいは、簡易 2 階建ての住宅も活用できないかという視点も入れながら、何とか住んでいる方々の生活基盤、住環境の向上につながるような整備ができる計画づくりをしていきたいと考えております。

佐野委員

たぶん、易しい話ではないということをお認めていると思うのですけれども、課題がたくさんあります。しかし、この 17 年度の 1 年間で計画をつくるという時間的制限もあるわけです。課題もいっぱいある。そうすると、私は、今までの再生マスタープランを一回ご破算にしなければ、必然的に課題解決にならないのではないかと考えているわけです。主幹は、気を遣ってオタモイの話をしていただいておりますけれども、オタモイばかりではなくて、桂岡でもどこもみんなそうなのです。特に、オタモイの場合なんて、今まさに 55 戸新しく建つのです。すばらしいところです。住環境はいい、生活環境はいい、多少、家賃は高くなるけれども、おおよその人は勝納住宅に移って、今、楽しい生活をしています。

今年オタモイの 55 戸が新しくできて、ここに入居する。入った人は本当によかった、よかったと喜ぶのです。しかし、道路を挟んでもう一方の約 250 戸の人たちは展望がないのです。同じ地域に住んでいながら、一方は住環境のよいところ、一方は簡易平屋建て住宅で水洗トイレもふるもなくて、今までと同じまま、まさに政策的に入居者の募集停止をしていますから、冬の雪の問題一つをとっても、たいへんです。こういうところに展望のないまま引き続き暮らしていくのです。それは住民感情、生活環境などのたいへんな苦痛があるのです。同じ地域で、そういう精神的な分裂が生じるということなのです。しかし一方では、今までの計画では、オタモイの次は最上だよ、オ

タモイはやらないよ、その次は塩谷だよ、それからオタモイだよと、こういう計画になっているのです。

ですから、「一回この流れをご破算にして、あるいはまた、練り直して、そういうところをきちんと整理していかなければだめだよ」という話なのです。それは「来年、再来年と引き続いてどんどん建替える」という意味ではなくて、今、住んでいる人が、「あと何年か後には自分たちも新しい住宅に入居できるのだ」という希望の持てる計画にしていかなければ、本来の計画の意味はないと、私はそれを言いたいわけです。希望の持てる計画をつくってほしいと。この計画の中にどう位置付けていくか、これはほかの簡易平屋建て、簡易 2 階建てもそうです。たいへんなのですから。そこのところをどう考えるかという話です。これはきちんと聞いておきたい。

それからもう一つは、今言ったように、何でもピカピカの新しい住宅とはいかないというのはわかります。では、集約型だとか、あるいは改良型の住宅整備はどうか。確かにいいとは思うのです。簡単なことを言えば、現在、オタモイ住宅のバラバラに点在している世帯を集約して、2 軒を 1 軒に改良してあげて、そして「もう少し我慢してください」と言えば、それはそれでいいのです。確かに補助の対象にもなるからいいと思うのだけれども、土地の問題だとか、改良の事業費だって、たぶん、押さえているとは思うのだけれども、ばかにならないわけでしょう。

そういうメリットもデメリットもあるわけだから、では、集約型、改良型で整備すればいいということになるのか、ならないのか、そういう点もきちんと位置付けていかなければならない。そうしなければ、展望も夢も何も無いということにつながってしまうのではないかと、私はこれを一番心配しているのですが、いかがでしょうか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

今、2 点ほどございましたけれども、まず、今の再生マスタープランをご破算にするのかという、ご破算にしてやらなければ、なかなかたいへんだよというようなことは、確かにそうなのです。委員のお話にもありましたようにご破算というよりも、練り直すということで、どう違うかということもありますけれども、練り直していこうということでございます。

再生マスタープランの課題というのは、すべて同じだとは思いませんけれども、やはり、同じものを今も引きずっているというのは事実でありますから、現在の平家建て住宅をどうするのかということは、これは引き継ぎの課題でございますので、その実施時期や方法も含めて練り直していくことになるかと思えます。

それから、一部集約ということもあります。私ももきちんとしたものではございませんけれども、その簡易平屋建て住宅等の活用方法を考えてみました。一応、簡単な見積りなり計画なりを行いますと、水洗トイレにして浴室をつけると、これは必須でありますから、その工事をすると 1 戸当たり 500 万円ほどかかるということでございます。今の住宅、オタモイを見ますと、もちろん、500 万円をかけて改良することは可能でありますけれども、今後どれだけ使うのかということ、改良後、10 年、20 年使えるのかということになると、もっと詳しい調査をしなければなりませんけれども、そこまではもたないだろうというのが一つあります。

1 戸当たり 500 万円、新築は土地代を除くと約 1,500 万円で建ちますので、新築すると耐用年限は 70 年ですから、70 年は使えるだろうと。そこまで使うかどうかは別にして、70 年は使えるということを考えると、簡単に集約してそこに改善事業を入れて使おうという考え方は果たしてどうなのか。このあたりが非常に判断が難しいところだろうとっております。今、言ったように、ストック総合活用計画の課題というのは、単にストックを活用すればいいということではなくて、いろいろな問題を抱えているという中で進んでいかなるを得ないということでございます。非常に難しいとは思っております。

新しい住宅マスタープランにも書いていますけれども、市営住宅というのは市民の皆様のセーフティネットとしての役割を果たすのだと、そういったような非常に重要な公営住宅の役割がございます。決して公営住宅の役割が終わったわけではなくて、セーフティネットとしての役割が引き続き続くのだということを住宅マスタープラン上も高々と掲げたつもりでありますので、きちんとしたその公営住宅の整備方針、これは 17 年度につくっていきたいと考えております。

佐野委員

いや、確かなかなか難しいということはよく理解できます。いずれにしても、今年度にそういったことも含めて、計画に位置付けしていくわけですね。だから、本当にたいへんな知恵と、より課題を整理した上での策定でなければならないので期待したいと思っています。当初、道営住宅が築港地区に 200 戸近く、180 戸ですか、建つということで、そこに築港駅前の道営住宅の人が全部移られて、その住宅を市に移管して、整備して活用するという計画があるのです。

しかし、今、この財政難です。たいへんな財政難のときに、果たして、この築港駅前の道営住宅が希望どおりに、きちんと全面改良できて、市営住宅として活用できるのかということ、これだって難しいなという率直な感じはするのです。あるいは、オタモイだって、1 戸 500 万円かけて改修しても何年もつかわからない。しかし、新築すれば 1 世帯当たり 1,500 万円かかるけれども、70 年もつという話になれば、当然、ちょっと時間がかかってもいいから、きちんとした立派な新しい住宅を建てた方がいいと、これはだいたい私たちから見ても、そちらの方がいいという感じがするのです。あれもこれも、これはオタモイばかりではなくて、先ほど言っていた塩谷だって最上だってほかにもいっぱいあるわけだから、ぜひ、総合的な、より前進的な、そういう計画を策定してほしいと思います。

特に、オタモイの人たちは、先ほども言ったように、同じ地域でありながら、道路を挟んで本当に劣悪な環境とすばらしい環境に分かれるわけですから、その辺のことも頭の中に入れた計画を策定していただければ、この上ない喜びだと思いますので、最後にその辺の見解を求めて終わりたいと思います。

(建設) 建築担当 鈴木次長

これからストック総合活用計画をつくっていくわけですが、今、言われたとおり非常に課題が多い状況ですから、1 年間での策定ということになりますので、何とか限られた期間の中でじゅうぶんな議論をさせていただいて、また、市民の皆様からご意見をいただきますし、入居されている皆様からもいろいろのご意見をいただきながら、決めていきたいと思っています。

今、例に出ましたけれども、オタモイも新しい住宅に移る方、そして、古い住宅に残る方と、言われるとおり、道路 1 本挟んでそういう形になりますが、これは特に今の財政事情では、どうしてもやむを得ない措置でありますけれども、何とかその期間を短くするような形での原案をつくっていきたくて考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

質問に入る前に、先ほどの理事会で、4 名の方々が退職されるということを伺いました。本当に長い間ご苦労さまでございました。

小樽公園再整備におけるこどもの国の営業日等について

それでは、本日、説明していただいたことから順に質問いたします。

まず、第 1 点は、小樽公園の再整備について、特にこどもの国の問題です。こどもの国については、3 ゾーンに分けて再生を図りたいという方針の模様でございますが、その中の遊園地ゾーンについて尋ねます。この中をよく見ると、「営業するのは土曜、日曜と祝日だけです」と、「だけです」とわざわざ強く書いてあるのです。

私は、子どもたちはこういう日だけでなく、夏休みとか、そういう長期間の休みに、こどもの国を利用したいという子どもたちが大勢いるのではないかと思うのですけれども、なぜ、土曜、日曜、祝日だけの営業に絞ったのか、教えてください。また、もし、長期休暇中の営業についての考えがあったら、教えてください。

(建設)建設課長

営業日が土曜日、日曜日、祝祭日ということは、決定したわけではないのです。これは懇談会で「こういうふうにしたらどうでしょうか」という案なのです。そうして、私どもはこれを、まだどうする、こうするという話、土曜日、日曜日、祝祭日のみの営業、それから、三つのゾーンに分けるとということ、これらは、あくまでも懇談会のご意見でして、どういう方向で整備していったらいいのかということ、基本計画の中で、これからまとめていくという段階ですから、「こういう形で運営しますよ」と言っているわけではありません。

武井委員

ですから、それはここに書いてありますからわかりますけれども、あなたたちの考え方、こういう意見に対してどういう考えなのか。それでは、この「だけ」と言ったのは、市民が言ったのですか。

あなたたちの方が「土、日、祝祭日だけです」と言ったのではなくて、「だけ」というのは市民の意見の中から出てきたのですか。私は、この意見でなくて、あなたたちの考え方を聞いているのです。

あなたたちがどう考えているのか。懇談会の意見に対する考えを教えてください。

(建設)建設課長

今、話しましたとおり、ご意見はあくまでもご意見で、私どもは、まだこれをどういうふうにしていこうか、当然、営業についても、行政側で営業するのか、若しくは、まだ別な方法があるのか、それを基本計画の中で練っていった、どういう方向が最良なのかという方向性をこれから決めていきたいと思いますということなのです。現実には、土曜日、日曜日、祝祭日、私どもはこういう形で営業するということでは、まだ協議しておりません。現状では、これから基本計画の中で検討していくという段階ですから、これはこういう形で明示したというだけであります。

武井委員

あなたたちの考え方はどうですかと聞いているのです。こういうご意見に対して。

(建設)建設課長

何回も繰り返しになって申し訳ないのですけれども、あくまでも、土曜日、日曜日だけの営業というのは、今まで1週間の統計を見ますと、だいたい、ふだんの平日はそんなに多くの人に来ていない。土曜日、日曜日、それから、夏休み、そういう日に多くの人々が来場するというので、たぶん、懇談会の方ではそういうご意見が上げられたと思うのです。

ですから、それをもう少し私どもの方で練っていきまして、そういう形が本当にいいのかどうかということ、また、私どもの方として「これが最良ですよ」ということは、現段階では、はっきり言いまして答えることができないというか、言えないという状態ですから、これに関してはもう少し時間をいただきたいと思います。

武井委員

それでは、その用途はいつころになるのですか。

(建設)建設課長

私どもの方で6月に基本計画の策定費用を計上して、議会上げまして、それから練っていきますので、だいたい今年の12月ころには報告できるのではないかと思います。

武井委員

今日は委員会ですので、あなたたちは、私たちにこの資料を提出しているわけです。あなたたちがそういうような調子ですから、私たちの希望意見としては、そういう土、日、祝日だけでなく、夏休み期間などの長期休日の営業も考慮に入れるべきだと思います。この中にこれからも議論していくと書いてありますから、その方向で検討して12月に発表してください。いかがですか。

(建設)建設課長

中身が決まりましたら、どういう方向で整備するか、また、どういう形で運営していくかということも、その時期

になりましたら報告できると思います。

武井委員

それから、17 年度予算で、こどもの国の管理運営経費 1,825 万 6,000 円を計上していますが、これはどういう中身ですか。

(建設) 庶務課長

17 年度予算のこどもの国管理運営経費でございますけれども、主なものとしましては小動物園の維持管理に正職員以外に臨時雇用者を雇っております、その雇用者賃金が約 250 万円、大型遊具の維持補修費が 450 万円、遊具管理業務委託料ということで、これまで遊具の安全管理や清掃などを臨時雇用で雇ってございましたけれども、今年から業務委託という形で業者に頼もうということで、615 万円、管理経費等が約 330 万円、こういったものを合わせまして 1,800 万円ほどの管理運営経費になってございます。

武井委員

それと、「こどもの国の観覧車をモニュメントとして残せ」と、こういうご意見もあるようでございますが、これはそうすると、あの大きな観覧車を止めたまま保存するという意味なのですか。それとも、何か考え方があったら教えてください。

(建設) 建設課長

あの観覧車は、昭和 33 年の北海道大博覧会のときからずっと所有しているもので、もうそろそろ限界が来ているわけです。それで、まだ動いているのですけれども、毎年、維持補修してまして、懇談会としては「あくまでも、あれはレトロでいいと。だから、もう動かなくなったら、あのままの状態であの場所に残しておいてほしい」というご意見でございます。

武井委員

だから、考え方は。

(建設) 建設課長

それもどうするかというのは、まだこれからです。なるべく保存する方向では思っているのですけれども、あくまでも図体も大きいものですから、どうしたらいいのかなという思いもあります。

武井委員

市道住吉線の整備と冬季通行止めについて

時間の問題もありますから、次に移りますけれども、次は道路問題です。

まず一つ、住吉神社前の道路なのですが、あの道路の海側の突き当たりから臨港線までの区間に本当にすばらしい道路ができました。この道路の長さ、こう配、利用の状況などを教えてください。

(建設) 用地管理課長

今のお話は、市道住吉線でございまして、市道山の上線から臨港線までの間の急な坂道でございます。この部分の延長は、約 100 メートルでございます。こう配は、一番きつい部分で約 22 パーセントというたいへん厳しい急こう配の道路でございます。それで、通行されているのはどういう方かといいますと、現在、車両は、通行止めになってございまして、歩行者のみの通行となっております。利用される方については、沿線の皆さん、付近の皆さんが下の臨港線に下りていく、また下から上がってくるという利用かなと認識しております。

武井委員

なぜ、費用をかけてあの道路を整備したのですか。

(建設) 用地管理課長

一つは、市道でございます。今までも状態が悪いながらも歩行者専用道という形で利用されてきてございまして、利便性のある道路となっております。平成 14 年に側溝を含めて整備したということで、この道路は、歩行者専用道

という考え方で利用していきたいと思います。

武井委員

市道認定のこう配は、だいたい 15 パーセントまでという基準になっています。それが、22 パーセントという道路で、これは歩行者専用道路だという位置付けだそうですが、私は 19 パーセントの坂で滑って転んだのですけれども、しかも冬期間で 22 パーセントといたら、これはものすごく急こう配ですよ。歩行者専用にするためには、ロードヒーティングか何かつけるのですか、いかがですか。

(建設)維持課長

ロードヒーティングというお話ですけれども、小樽市内には 500 キロメートル以上の市道がありまして、こう配のきつい箇所、約 20 パーセント以上のこう配の路線がほかにもあります。実際にロードヒーティングを設置している箇所は、そういう非常に急こう配の箇所という条件だけで設置しているということではございません。

これは、交通量や沿線を含めた道路の利用形態を見て設置しています。この場所を見ますと、確かにこう配だけを見れば、20 パーセントを超えているということで、非常に急こう配ということなのですが、急こう配ということだけでは、ロードヒーティングの設置ということにはなりません。そういうことですので、ここについてはロードヒーティング設置の考えは持っていません。

武井委員

設置の考えは。

(建設)維持課長

設置の考えはございません。

武井委員

今、こう配が 15 パーセントを超えている箇所が 500 本ほどあるということのようでしたが。

(建設)維持課長

市道延長は約 550 キロメートルあります。その中で、道路こう配のきつい箇所は、たくさんあるということではございまして、15 パーセントを超えている路線が 500 本あるということではございません。道路こう配のきつい箇所すべてをロードヒーティングにするということはないということではございます。

武井委員

現在、あそこは通行止めになっていますね。せっかくつくった道路を通行止めにしておいて、そして、ロードヒーティングも設置しないといったら、歩行者専用道路だと言いながら、いったい何のために整備したのか。

ここよりほかの場所で、まだまだお金を使うところがあるのではないですか。そういうふうに考えたことはないですか。陳情でも出ていたのですか。

建設部長

住吉線でございますけれども、古い時代に市道認定されている道路でございまして、もともとあそこというのは、22 パーセント以上の道路こう配で、当然、それとともにそういう車両の通らない道路でしたから、以前は砂利道のままでした。それを放っておくと、雨水によって、その道路が浸食されるということもありましたので、側溝を整備しよう、そしてまた、その砂利道が雨水に浸食されないような方法で整備しようということで舗装もしているということです。

位置付けとしては、先ほどの話にありましたように、車道としての利用は、なかなか難しいものですから、やはり、事故の発生が考えられるということで、それで一応、歩道扱いとしているということでもあります。その歩道を通る人が何人いるかという話なのですけれども、利用頻度が少ない道路でもあるということが一つあります。

そのようなことから、歩道の扱いという位置付けにしていますけれども、ロードヒーティングまで設置して、歩道というきちんとした道路をつくるということは、私どもは考えていないのです。

ただ、従前から、古い時代からあった道路を、何とか雨による浸食だとか、雨水が他の敷地に入っていないようにして、歩く程度の道を整備したという位置付けにしている道路でございますので、ロードヒーティングだとか、車を通すとか、そういったところまでは考えていない道路でございますので、ご理解願います。

武井委員

この道路をつくるに当たっての費用は、どのくらいかかっていますか。

(建設)維持課長

平成 14 年に道路改良、側溝と舗装の補修を行っております。その金額は 650 万円ほどになっています。

武井委員

そういう歩道だということですが、今、部長が話したように、利用頻度は少ないと。したがってロードヒーティングにする意思がないと、こういうことですが、市道ですから管理は市だと思えます。私は、この道路を利用して、転んでけがをしたときには、これは市の管理責任を問われるのではないかなと思うのですが、これに対する考え方はどうですか。

(建設)庶務課長

通行止めをしているということなのですが、通常の維持管理している場所で、通常の維持管理がままならない形で、そこでのけがということであれば、当然、管理かしというのには問われる可能性はあります。

ただ、今、冬の間は通行止めということなので、そこを通るということであれば、かしには該当しないかなと思っております。

武井委員

そうすると、今後ずっと通行止めにするのですか。当面の間だけではないのですか。

(「冬だけでしょう」と呼ぶ者あり)

建設部長

通行止めというのは、年間通しての通行止めではなくて、冬期間だけでありまして、夏場については、こう配はきついですけれども、人が通れるということで、当然、そういう人が通れる状態になっていて、けがをしたとなれば、庶務課長が話したように、私どもの管理が悪いということで、当然、責任は問われるだろうと思っておりますけれども。

武井委員

あなたたちは冬期間と言うから、これは 12 月から 3 月までを指すのかどうか知りませんが、650 万円ほどかけた道路が、とりあえず 1 年の間の半分は使えないという、滑って転んだら自分の責任だと、管理者も知らない。こういうような危険な道路を、道路ですよ。私は、道路というのは何のために作るのかわかりませんが、あなたたちはどう理解しているかわかりませんが、道路である以上は、少なくとも 650 万円もかけた道路を、「通って転んだら、あなたの責任だ」と、こういうことでは市民は納得できないと思います。

やはり、道路という以上は、人が通るための道路ですから、もちろん車が通る、通らない、これは別問題です。けれども、人も通さないということでは、住民は困る。

それから、子どもたちだっているわけですから、そういう子どもたちが、おもしろがってあそこの坂を滑って遊んだり、いろいろなことをすると思うのです。そういう人に対する指導なども、ぜひともやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

(建設)維持課長

市道ということで、道路管理者としての責務ということもございまして。その中で、私どもが周知している中では、歩行者しか通れないような形になってはいますが、いろいろな意味で危険だというご指摘もございまして、利用に当たっての注意喚起ということで、看板等の表示をして注意を呼びかけたいと考えています。

武井委員

看板もただでできるわけではないので、また、それもやると。この道路については、もう少し細心の注意を払ってほしかったと思います。

塩谷地区の都市計画道路のルートについて

時間がないから先に進みますが、塩谷と新光間を結ぶという位置付けで、道道小樽環状線が、小樽市都市計画マスタープランに載っています。この道路の見通しはいかがですか。

(建設)都市計画課長

新光地区から奥沢、最上を通りまして、塩谷地区を結ぶ道道小樽環状線でございますけれども、この整備につきましても、国土開発幹線自動車道という高速道路の北海道横断自動車道、現在 24 キロメートルが整備区間に位置付けられております。

この区間につきましては、今年民営化になります日本道路公団が 10 月になりますけれども、その後 4 か月以内にその事業をするかどうか、国土交通大臣と協議して決めることになってございます。その辺の状況を踏まえながら、北海道の方で検討していきますので、市としても北海道と情報交換をしながら、その整備の在り方について検討していきたいと思っております。

武井委員

塩谷から新光を結ぶとすると、これはたいへんな道路だと思います。ところが、この区間は、朝里のインターチェンジから、ほぼ、この地図にあるルートを通って余市町に行く、そして更には黒松内町まで延びるという国幹道、北海道横断自動車道の予定も本当に設計しています。こういう中で、塩谷中学校付近に国幹道の小樽西インターチェンジをつくるという予定になっています。

この場合は、道道小樽環状線がどのようなルートといたしますか、塩谷のあの周辺は、現在、広域農道も中学校の脇を通っており、また、この環状線も中学校の脇を通るのかどうか、それから、国幹道ははっきりと中学校付近を通るといって位置付けているわけですが、この計画はどうなっていますか。

(建設)都市計画課長

具体の自動車専用道、国幹道の整備計画につきましては、先ほど話しましたように、たぶん来年の 2 月ころにだれがやるのか、要は日本道路公団としてそのままやるのかどうか、その辺が議論されてくると思いますので、その中でこのインターチェンジについても、どのような整備がなされるか議論されると思いますので、今の段階では、まだ答えることができない状況です。

武井委員

これは、小樽市側が意見を述べる機会というものはあるのですか。

(建設)都市計画課長

10 月くらいに日本道路公団が、その整備路線を決めるときに、推測ですけれども、地元自治体に整備するかどうかについて意見照会が北海道の方からあるものと思われれます。ただ、今の段階では全くの推測でございます。

武井委員

あの道路沿いに農家の方の農地があります。国幹道は私も現地を視察させていただきました。ほとんど丸山下トンネルになるだろうという予定です。この環状線が今度はどこを通るのか、ここに地図があるのですが、今、地図を見ても、なかなかわからないのですけれども、地図を見ただけではね。ですから、環状線がどこを通るのか、広域農道と国幹道との間を通るのか、どこを通るのかわからないのですが、場所を教えてください。

(建設)都市計画課長

都市計画マスタープランに載っている道道小樽環状線は、まだ具体的にどこを通るかというのは対外的に出しておりません。ただ、土木現業所の中では、図面上で一応、想定線みたいなものは、いろいろと複数ルートを書いて検

討していると聞いていますが、具体的に今の段階でどこを通るといのは出してございません。

武井委員

今、二酸化炭素の規制問題もあるわけで、今言ったように、国道 5 号、広域農道、道道小樽環状線、それから、国幹道の北海道横断自動車道と、これだけの道路に車が走ったら、私は、塩谷の人たちは恐らく体を壊すのでないかなと今から心配しているのです。その上、桃内には、ごみ焼却場がこれからできます。住民は環境問題については非常に敏感になってくるだろうと思います。ぜひとも市民のご意見なども参酌して、いろいろな意見を発表する場で進めてほしいと思います。

国道 5 号東小樽交差点とさくら学園間の横断歩道設置について

次は、ぜひとも部長に答えていただきたいと思いますが、このところ何回かこの問題を尋ねているのですけれども、国道 5 号の桜町の横断歩道設置についてです。

今、住民は、署名をとって陳情を出そうかという雰囲気になってきました。そういうことで、いつも言いますように、国道下の船浜町から桜町の方へ渡る人、それから、バスを降りた人が向かいのセイコーマート、あるいは、マンション、アパート、開発局の官舎、こちらの方に渡る人は、みんな海側からなのです。そのためには国道を渡っていかなければならない。

ところが、東小樽交差点から、さくら学園の先、朝里寄りの河辺石油のガソリンスタンドまでの間は信号も何も無いわけです。しかも、あそこは坂道でカーブになっています。非常に見づらくて、事故も多発するところです。そういう意味で、ぜひともここに横断歩道を設置してほしいという要望が来ておりますが、今までに部長もいろいろと交渉してもらったのですけれども、その感触なども含めて話を聞かせてください。

建設部長

国道 5 号の東小樽交差点から河辺石油までの間の横断歩道設置の件ですけれども、これにつきましては従前から委員とはいろいろ話をさせてもらっています。今、お話がありましたように、市内から札幌方向に向かって、市内線のバスを含めて東小樽のバス停で降りたときに、そこから船浜町にも下りられますし、国道から山側の方は居住者が多いということで、そのバス停の下に横断地下歩道がございますので、皆さんは地下歩道に下りて、山側の方、桜方面にお住まいの方々は地下歩道を歩いて渡っているということでございます。

この件は、船浜地区の住民が、セイコーマートの方に渡るということで、横断歩道を設置して欲しいということだろうと思っています。そのことにつきましても、従前から開発建設部なり、公安委員会に話しています。

この問題につきましては、以前からも答えているのですけれども、開発建設部としては、まず、公安委員会の理解を得られなければ難しいということでございます。河辺石油の前に押しボタン式信号があるわけですけれども、東小樽交差点からこのガソリンスタンドまでの距離が 750 メートルほどあるのです。だいたいその中間位置、東小樽交差点から 400 メートル地点あたりが横断歩道を設置して欲しいと言われている箇所かなと思うのですけれども、ちょうどそこがカーブでありまして、4 車線化になっておりますし、交通量も非常に増えてきているというような実態があります。

一方、公安委員会も私どもがいろいろと話を聞いている中では、1 点目に、ここは、50 キロ制限ですが、車両は相当なスピードを出して走っているということでありまして、札幌から小樽方向に向かうセイコーマートの前は、ちょうど右カーブになっています。視認距離というものがあって、ドライバーが信号等を目で見えて認識するまでの間の車の走行距離、カーブのため、この視認距離が短すぎるということが一つ言われております。

2 点目は、東小樽交差点から札幌方向に向かう車両につきましても、交差点を超えてから相当なスピードが出ています。こちらは左カーブになっていますので、これもまた視認距離が短いということがありますし、仮にここに信号を設置した場合に、東小樽交差点から札幌方向に向かって、緩やかな上りこう配になっているのです。あそこでは以前にも例があるのですけれども、トレーラーなどの大型車が、冬期間にあそこでいったん停車したときに発

進できない、坂を上れないだろうということも一つ懸念されるという話も伺っています。

3 点目は、昨年、臨港道路の新ルートが完成しました。札幌方向から小樽方向に向かってきたときに、ウイングベイの方に入っていくためには、平磯トンネルの手前で右折になるのですけれども、この臨港道路も非常に利便性が増したものですから、国道 5 号の右折車線に右折車両が、ずっと滞留する。そうしますと、この滞留長が相当長くなって、その要望箇所へ仮に信号なり横断歩道を設置したときに、その影響で、事故に結びつく可能性がじゅうぶんあり得るということです。これはあくまでも公安委員会の見解ですけれども、そういったことで「あそこに信号なり横断歩道を設けるのは、やはり、難しいのではないか」という話であります。

東小樽交差点から河辺石油のガソリンスタンドまで約 750 メートルありますけれども、以上のような理由から、私どもは、関係機関から「4 車線化になった中で、この間に横断歩道を設けることはなかなか難しい」と言われております。

武井委員

今、非常に苦勞されたことを報告いただきました。ありがとうございます。いずれにしても、そういう条件が悪ければ悪いほど、そこは危険な場所なのです。走行する車は相当なスピードを出している。東小樽交差点では、国道 5 号の小樽方面は、右折車線を含めて 5 車線になる。札幌方面から来る片道 2 車線から 3 車線に分かれる箇所が、またカーブで危ないのです。

いずれにしても、この区間は 750 メートルの距離があるわけで、普通、公安委員会は横断歩道の設置について、「隣の横断歩道から 200 メートル以上離れていないと、だめです」と、よく言うのですが、750 メートルもあるのに、今ある横断歩道を渡って、それからそちらへ行けというのは、これはなかなかたいへんで、どうしても途中で横断してしまうと、私はそう思います。したがって、国道の沿線、あそこの周辺は、マンションや、開発局の官舎、アパートなどが、ずっと並んでいます。それらをねらったのでしょうか、そこにセイコーマートがあると。こういうもので、地域の人たちは、どうしてもその店の前を渡る。

しかも、夏の海水浴のシーズンは、東小樽海水浴場になる場所でございますから、キャンプの人たちは、船浜町から上がってくれば、あのセイコーマートに行くために、どうしても店の前の国道を渡る。こういう危ない場所なので、築港駅前の歩道橋の問題もありますけれども、これは後ほど、陳情なり署名簿が出てくるとは思いますが、ぜひとも特段の配慮をお願いしたいと思っております。

市営住宅の空き家の活用について

次は、住宅問題です。高齢者対策について今回の住宅マスタープランの中に載っています。マスタープランの基本目標の中に、高齢者対策についてはどのように書かれていますか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

新住宅マスタープランの一つの大きな課題として、高齢者対応ということが出ております。19 ページの基本目標の中で、目標の 4「高齢者等への対応」ということで、特に小樽市では 65 歳以上の高齢者人口の割合が 26 パーセントを超えているという現状になってございます。そういった高齢者の方々が安心して暮らすためには、いろいろな住宅供給、住まい関連のサービス体制の充実、そういったことが必要であるということで基本目標に掲げております。

武井委員

全くそのとおりで、住まい関連サービスの体制充実、あるいは、人と人との交流や地域コミュニティを大切にしたいという、うたい文句が出ていますが、先ほども住宅の話が出ましたけれども、今、市民から「年寄りの交流の場として、空いている市営住宅を利用して交流の場として使わせてもらえないか」というご意見が出ていますが、これについて、考え方があったら教えてください。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

市営住宅の空いている部分というのは、一つは、退去者があって、住宅が空けば、新しい入居者を募集するということで、そういった居住に使うという部分と、もう一つは、空いているというのは、政策空き家にして、先ほども話しましたが、建替計画があるものですから、いろいろな住宅では政策空き家にして、住まわせないという形をとっているものがございます。今、政策空き家になっている、例えば、桂岡住宅だとか、先ほど言った最上B住宅だとか、オタモイ住宅も含めてですけれども、政策空き家にしてから、非常に長い期間がたっております。

それで、どういった利用をするかということもあるのですが、それらを使えるようにするためには、先ほど居住のためには、改修に五、六百万円かかるという話をしましたけれども、使うためには水道をどうするか、電気をどうするか、すべて新しく更新する必要があるということを考えると、居住するほどの改修等は要らないかもしれないけれども、かなりの金額がかかるだろうと思っております。

そういった中で、空き家を活用するというのは、一つのたいへん重要な課題ではあるかと思っておりますけれども、どのぐらいの費用がかかり、どういう形で利用するかといったことも含めて、いろいろとご意見を伺いたいと思っております。必要なところには暫定的な利用にはなるかもしれませんが、そういった部分を何か交流の場として活用するということはじゅうぶんに検討する課題であると思っております。

武井委員

冬期間、政策空き家といいますか、空いている住宅に隣接している入居者が、2軒分の除雪をしなければ道路へ出ていくことができないとか、こういう非常に苦しい話がよく出てきます。この人たちは、ずっと長い間、泊まるわけではありませんから、「私たちにそういう利用をさせてくれるのであれば、除雪もしましよ、部屋の中の掃除もしましよ」ということを言われているのです。そういう意味では、私は一石二鳥でないかなという気がするのですけれども、どうしてもそういう考えにはならないでしょうか。今の話では、何か少し含みのあるように聞こえたのですけれども、いかがですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

実際に入居されている方などから、そういった話はまだ出ていないものですから、実際に検討するということには至っておりません。今後、そういった形で、地域の人たち、あるいは入居者も含めて、そういった部分について「活用したいのだ」と、こういったご意見があれば、私どもも管理の問題もございますので、すべて簡単にその対応ができるかどうかというのは別にしても、ご要望があれば、可能な限り活用できる方向で、じゅうぶんに検討する課題であろうと思っております。

武井委員

この問題は、利用者が住んでいるところから、ものすごく遠いところへ行っても、今はふれあいパスも有料になったこともあって、これはなかなか足が向かないと思いますが、地域的なものにもよりますけれども、ぜひともそういう声があったら、検討してください。

塩谷C住宅の集会所建設について

あと1点だけ尋ねて終わりたいと思います。先ほど、オタモイ住宅の問題が議論されました。私は、今度、塩谷C住宅の問題に触れたいと思います。現在の再生マスタープランの中で手つかずの住宅が2分の1ほどあるという先ほどの話でございましたが、私はそういうことは理解しますので、この平成10年3月につくった再生マスタープランは、予定よりも2年ぐらいずつ遅れていることは知っています。

したがって、塩谷C住宅の問題には触れません。問題は、その平成10年3月につくった再生マスタープランの中で、はっきりと建設すると言った集会所の問題なのです。この集会所をC住宅の建設と切り離して、「せめて集会所だけでも先に建てるべきではないか」と、これも私は今まで何回も聞いているわけです。

ここの住民は亡くなってから葬式を出す場所もないというのが実態です。それで、第二病院の近くの長和会館ま

で来て葬式をするというような状況が出ています。こういうように、亡くなってからあそこに行って断られ、ここに行って断られ、そして長橋まで来て葬式をすると。年寄りには長橋まで来て葬式をするとなるとたいへんなのです。

これは公営住宅法にもありますように、集会所をつくらなければならないと、こうなっているわけですから、ぜひとも、私はその C 住宅の建設問題とは切り離して、今、財政上のこともわかりますから、あるいは計画が遅れていることもわかりますから、それとは切り離して、せめて、集会所だけでも先につくってやるべきでないかと思うのです。

これは住民がその再生マスタープランを見て期待していることなので、それを裏切って、「だめだ、遅れているから我慢してください」と、こういうことでは死ぬ人は待ってられません。公営住宅法を見ますと、集会所は地域住民も利用していいことになっているわけですから、この団地の人だけではないのです。塩谷 C 団地の周りには、ほかの団地だけでも 780 世帯ぐらいあるでしょう。それに周辺住民を入れたら、もちろん 1,500 世帯を超えるのではないのでしょうか。そういう人たちが葬式を出す場所がなく、困っているのです。ですから、こういうようなことなども考えて、ぜひとも集会所だけでも先につくってあげてほしいと思いますが、いかがですか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

塩谷 C 団地の集会所の関係です。現在は再生マスタープランの中で、C 住宅の建替整備の中で、この敷地内に集会所をつくるという形の位置付けになってございます。そういった部分では、地域に住んでいる方々については、たいへんな期待があるかと思っております。この計画については、C 住宅も含めて積み残しの部分がございます。

そういった中で、今のストック総合活用計画、要するに集会所だけを整備する、これは委員もご承知のとおり、集会所を整備するという形の住宅計画にはなりませんので、あくまでも住宅を整備する中で地域関連施設として集会所を整備する、こういった形になるかと思っておりますので、その中でできる限り早期に何とか実現できる方法がないのかどうかも含めて、ストック総合活用計画の中でじゅうぶん検討していきたいと考えております。

住宅建替計画と切り離すというのは、制度上はなかなか難しいと思えますけれども、既存の建物をどう利用するか、再利用するかという方法も含めて、いろいろな方法がございますので、何とか検討することにしていきたいと考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

あらかじめ、テーマについて知らせます。小樽市住宅マスタープランと、除雪ステーションの問題、それから、下水処理場の更新の問題について尋ねます。

市営住宅整備における民間活力の導入について

まず、住宅マスタープランの 29 ページなのですが、「民間との共同事業」という項目があります。非常に短い記載しかありませんから、あまり力を入れていないなということは明快にわかるのですが、これにつきましては、国の政策として取り上げられた問題ですし、8 年ぐらい前には札幌市役所などでも説明会を行ったり、期待された政策ではあります。民間活力の活用で、その事業の内容として、借上げ市営住宅制度、買取り公営住宅制度、高齢者向け優良賃貸住宅と 3 点あります。それぞれについて簡単な用語解説はついていますが、どのような政策であるのかを説明いただきたいと思えます。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

29 ページに書いてあります「民間との共同事業」の中で、これは市営住宅、公営住宅の整備の手法が主にここに記載されている部分なのですが、公営住宅、市営住宅を整備するときの方法が三つほどございます。

一つが、直接建設方式で、今までやってきた土地を取得して公共が建物を建てるという方式です。

次に、買取り制度というのは、これは小樽では稲穂北住宅、あそこで稲北地区の再開発事業をやりまして、そこに稲北地区市街地再開発組合が建物を建てたわけですが、組合が公営住宅としてあの建物を建てて、それを市が買い取るという方法です。これは要するに民間に公営住宅の基準に合わせて建ててもらって、それを市が買い取るという方式になります。金額的には直接建てる方式と、買い取る方式というのは、ほぼ同額になります。

もう一つ、小樽市では行っていませんけれども、借上げ市営住宅制度というものがございます。これは民間が公営住宅基準で住宅を建てて、所有者は民間ですけれども、市が最低 20 年間にわたってそれを借り上げる。所有者には借上料を払って、入居者からは家賃をもらうという形、こういったものが制度としてございます。

それから、高齢者向け優良賃貸住宅制度ということになりますけれども、これは民間が建てて、主に高齢者の方が住む住宅を建ててもらおうということになります。行政はどういう支援をするかということ、高齢者の方が家賃を払うわけですが、一定の設定をします。実際に払う家賃というのは、それより低くなる。その間の差額について行政が支援する。要するに、入居されている方は安く入居し、所有者は近傍の普通の家賃収入が得られるという制度でございます。小樽市には、まだその事例はございません。そういった制度になっています。

要するに、多様な、多様な整備手法を用いて、ケース・バイ・ケースでそのときにふさわしい整備手法を導入していくという趣旨で、ここに記載しているものでございます。

大橋委員

わかりました。多面的な整備ということで、そのときそのときに活用するという意味では、よく理解できました。それで、この借上げ市営住宅制度につきましては、当初発表された当時には、民間資金で建てられるのだからということで、非常に期待された面もありましたし、東京のような土地が少ないところとか、そういうところでは非常に活用できると考えられたわけですが、当時も小樽には合わないのではないかという話がありましたけれども、現在、その辺についてはどう考えていますか。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

今回、新しい住宅マスタープラン策定の中で、このプランには載ってありませんけれども、試しに借上げ制度と実際に市が直接建てる方式とのシミュレーションを行いました。その中で、借上げ制度については、特定の条件を入れるわけですが、20 年間借り上げるという形でやりますと、20 年間で 5 億円から 6 億円の持ち出しになります。それで、契約が切れれば返還するということですから、20 年間にわたって累積で 5 億円から 6 億円投資する、そういう考え方です。

一方、実際に建てるということになりますと、家賃収入と国の補助金が入ります。それで、シミュレーション上は、当初はプラスになります。20 年ぐらいたって、大規模修繕を行うということになると、そのときに赤字になるのですけれども、そこから先はまた黒字に転換するということなので、シミュレーション上は、実際に土地を取得して市営住宅を建てるという方が得ということになります。

では、借上げ制度のメリットは何かということ、中心市街地において土地はなかなか手に入りません。そういう中で、民間の方が持っている土地を、まちなか居住施策として、市営住宅として、例えば、50 戸欲しいのだといったときに、民間が建てたものを市が借り上げる、そういったときにフレキシブルに利用できる制度であると思います。

そういった部分では、非常に政策的な判断が必要な制度だと思っております。民間の利回りについて、シミュレーションすると、なかなか確保できない。今の制度でいくと、2 パーセントとか 3 パーセントぐらいしか上がらない。普通、10 年間で回収すると、10 パーセントぐらいの利回りがないと、なかなか難しいと思いますけれども、そういう制度にはなっていないということが現状としてあります。

そして、首都圏など、そういうところへいくと、土地は高いですから、そういうところでは利回りが、かなり上がるので利用できるのですけれども、北海道、小樽市のような地方都市でいくと、借上げ制度というのは、特定の目的があって 20 年間で 4 億円、5 億円、6 億円を投資するのだと、そういう政策判断があれば、利用できる制度で

あると。それ以外であると、やはり、実際に建てた方が得だと、シミュレーション上ではそういうふうになると、基本的にはそのような考え方を持っています。

大橋委員

私自身も整理のつく説明をしていただきましたことを感謝したいと思います。

排雪作業における業者の報告書作成について

それでは次に、除雪ステーションのことなのですが、先日、予算特別委員会の中では、道路パトロールが日誌をつけている間に、なぜ、道路パトロールをしたかどうかわかるのかなどといったやりとりもありました。ただ、今回、排雪の要望でステーションを訪れて、業者の人と話したときに、「手順として写真を撮りに行って、それから、報告書を書いて、報告書を上げて市と協議するのです」という話があったのですが、そういう流れだということだったのですが、きちんとした手順としてはどういうことになるのでしょうか。

(建設)維持課長

委員がステーションに行って聞かれた内容について、私は把握しておりませんが、ステーションの業務については、かなり多種多様にわたっています。例えば、除雪作業、排雪作業、更に、砂まき作業、雪捨場だとか、いろいろございます。それで、今のお話では、何か写真を撮られたということですが、一般的には除雪の部分については、私どもの仕様書の中に、当然、作業したという証拠をつくらなければならないものですから、距離に応じて写真を撮って、除雪の前、後の写真を撮るわけです。

今、協議ということでありまして、除雪作業については特に協議はありませんが、排雪作業については協議しております。ですから、恐らく排雪作業だろうと思います。排雪については各 4 地区のステーションで行うときに、地域のバランスというのですか、その辺を、やはり、考慮しなければなりません。排雪というのは、けっこう市民の関心も高いものがございますから、そういう市民の関心事であるということと、雪捨場との調整がございますものですから、「市の方にまず協議を上げてください」と仕様書で定めています。

そのため、どういう状況かを把握するために写真をつけさせたということだと解釈しています。その状況を見て、当然、常に職員が現場に立ち会うということができればいいのですけれども、どうしても緊急に行う場合もございます。そういうことで、一応、あかし、証拠を残すためにそういう写真をつけさせてもらったりするわけです。

大橋委員

なぜ、写真をつけるのかというのはわかったのですが、実はこの話に行ったときに、排雪の要望ということでステーションに行ったわけです。そうしましたら、排雪の必要性については、業者は「じゅうぶんわかっています。たいへんな状況になっているのはわかっています」ということでした。それで、「今、写真を撮って報告書を書く時間がないのです」という話をしていたのです。いわゆる 1 日の仕事の大半が非常にひどい状態になっていたようですから、「苦情電話の処理、もうそれだけで忙殺されています。必要はわかっているのだけれども、写真を撮ったり、報告書を書いたり、そういう作業にまだ入れないのです」という話で、「それができないと市との協議ができないので」という話だったのです。

道路工事などとすと、写真を撮って、それできちんと記録を残して工事するというのはわかりますけれども、除雪、排雪という作業の中において、そこまでの手順を踏んで、そういう書類を残さないとならないということは、逆に言いますと非常に負担もかかっているわけですし、それから、無駄な経費もかかっているし、スピードアップにも逆行しているのではないかという思いがしたものですから、今の質問をしたのですが、その辺はいかがですか。

(建設)維持課長

当然、気象にも非常に影響がありますし、市民生活にも作業が遅れますと影響がございますが、まず、原則として、写真を撮らせるようにします。それと、協議につきましても、個々の 1 路線 1 路線について協議するということについては非常に時間もかかりますから、そういう 1 路線 1 路線ということではなくて、できるだけまとめてや

っております。

緊急性のあるものについては、私どもは、今度、監督員が行って現場を確認してやるという、書類については遅れるという形の方法もとらせる指導はしているところでございます。できるだけスピーディーにということも、当然、市民が求めているものでございますから、そういうふうにするべきだということで、これから行ってまいりたいと思います。

やはり作業後に、最初の姿が何もわからない状況というのは、ちょっとまずいということもございますので、作業する前の状況については、できるだけ押さえさせる。業者独自の判断だけでやると、私どもの方に情報が入っていないということであれば、いろいろとトラブルが起きますので、そういう情報の伝達をスムーズにした形で着手というのですか、その辺は臨機応変に対応したいと思います。

大橋委員

水道局の将来計画について

それでは、最後の質問です。先日の予算特別委員会で、「水道局として将来計画の中で大きな支出があるような項目がありますか」という質問をしました。それで、そのときに下水終末処理場の更新で 80 億円という話がありまして、私は下水終末処理場の更新をしなければならないというような認識とありますが、そういう計画書は読んでいなかったものですか、ちょっとびっくりしまして、それが近未来の計画なのか、どの程度、話が進んでいる計画なのか、その辺を聞きたいと思います。

水道局長

せんだってご質問いただきまして、私の方から話しましたので、私から答弁いたします。本市の下水道は昭和 31 年から終末処理場を整備してございまして、従来から経年劣化がありました。

それで特に中央下水終末処理場につきましては、今、機器診断をさせていただきますけれども、この二、三年前まではもう少し大きな計画を持っていたのですが、いろいろと財政状況がありますので、この際、無料でいいですか、業者、メーカーに頼みまして、機器の無料診断をいたしました。

単に老朽化しているだけでなく、いわゆる私どもができるチェック機能を果たした中での機器の管理がどうなのかということを含めて、この二、三年ずっとやってきたのですけれども、実は、都市計画事業ですから、国とも協議をございまして、17 年度に向けて実施設計をする。せんだって 80 億円と答えましたのは、当初、このことにつきましては、250 億円ほどの予算規模で考えて進めてきたのでありますけれども、今、話しましたように財政状況等がいろいろとございまして、更なる精査をした中で、第 1 期計画を概算で 80 億円と考えてございます。中央下水終末処理場については 70 億円、銭函下水終末処理場については 5 億円、それから、ポンプ場ほか 5 億円ということで、アバウトですが 80 億円。

これはせんだっても話したと思うのですけれども、17 年度に向けて実施設計委託と、こうした中で多少、額の変更もありましょうけれども、そういったことで国なり、事業団とも協議してございますので、具体的な中身については、まだ話せませんが、基本的には、かつての計画規模を縮小して第 1 期計画で 80 億円、この範囲で何とか更新していきたいということで考えております。

大橋委員

平成 17 年度実施設計ということは、そうすると完成年度はいつぐらいになるのですか。工事の開始と完成は。

水道局次長

今、考えていますのは、第 1 期工事計画は平成 17 年度に実施設計を行います。18 年度から工事にかかりまして、一応、平成 25 年まで、80 億円を費やそうとしています。

大橋委員

よくわかりました。

委員長

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 03 分

再開 午後 5 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

新谷委員

継続中の案件はすべて採択を主張します。

毎回言っていることですがけれども、住民の方々は切実な生活実感から、ロードヒーティング設置や道路改良の陳情を出しておりますので、願意は本当に妥当です。本年度はロードヒーティングの光熱費、電気代 1,000 万円が安くなるということですので、そういうお金も入れて、計画的に順次設置していくべきだと思います。住民の皆さんは議会に自分たちの思いを負託しているのですから、その願意を酌んで、ぜひ、採択していただきますようお願いいたします。非常に簡単ですが討論といたします。

詳しくは本会議で述べます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

最初に、陳情第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 8 号、第 10 号、第 11 号、第 14 号、第 21 号、第 52 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

委員長

次に、議案第 37 号ないし第 39 号、第 41 号、第 42 号、陳情第 61 号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

最後になりましたが、今定例会をもって退職される理事者の方が 4 名おります。長い職員生活を含め、いろいろなことがあったかと思えます。思い出等を含め、ごあいさついただきたいと思います。

まず初めに、兵藤建設部長、よろしくお願いいいたします。

建設部長

退職に当たりましての思いということでございますけれども、私は昭和 38 年に就職しまして、42 年間になるわけですがけれども、昭和 38 年当時というのは、東京オリンピックが 39 年ですから、当時、小樽の場合は、社会資本整備が遅れていたというのが実感かなと思っています。地域の基盤整備ということで、区画整理事業が始まり、そ

して昭和 40 年から 50 年にかけては、市民会館は 37 年完成なのですから、そのころから小中学校、箱物だとかそういったものも整備されてきている。公共下水道、港湾などの整備を積極的に着手してきたのが昭和 40 年から 50 年なのかなと思っています。

一方、昭和 50 年からは、それこそ今言われているように、バブルという時期を迎えまして、公共投資に相当な力を入れてきた時期でないかなと思っていますし、一方、昭和 60 年から平成に向かいますと、バブルの崩壊ということで、現在に至っているわけですが、厳しい時代を迎えてきているという状況だと思います。

私は港湾部、水道局ということで、いろいろな部署で勤めさせていただきましたけれども、その時々にはいろいろなお世話があるわけですが、職員の方、そして議員の皆様にはたいへんお世話になって、そして今日を迎えているのかなと本当に感謝を申し上げる次第でございます。

一番思い出があるのは、昭和 38 年に建設部と土木部に分かれたということになりまして、昨年また統合したというか、統一されたわけですが、これも時代の流れかなと思っていますところでございますし、また一方、近年は、IT 産業の発展、そしてまた少子高齢化、更には情報公開の制度化など、こういった社会環境が相当変わってきているという実情でございます。

加えて、三位一体改革で地方の財政が厳しい時代だということへ来ていまして、本市も 17 年度からは相当厳しい時代を迎えたいへんな時期だなと思っています。そのような中、職員を含めてこういった時代を乗り越えていただきたいと思います。このためには市民の方々、そして議員の皆様方の協力を得ながら、市政を執行していかなければならぬ、こんな思いであります。

月並みではございますけれども、大過なくここまでやってこれたということについては、皆様方に本当に感謝を申し上げまして、いろいろとお世話になったことを今思っているところでございます。（拍手）

委員長

続きまして、石村建設部次長、お願いします。

建設部 土木担当 石村次長

私は昭和 42 年に市役所へ入りまして、この 3 月 31 日をもちまして 38 年間勤めさせていただきました。その間、港湾部、水道局、財政部と、こういう形で回らせてもらいまして、今、振り返ってみますと、建設部が一番長くて、20 年になります。その中で、道路事業、更に街路事業、それから、河川関係、変わっているところでは、防空ごうの関係がございました。

道路事業では、一番先に監督したのが市道千秋通線の道路の監督をしました。それから更には、今のからまつ公園から塩谷に抜ける道路につきましては、あれが補助採択の初めての道路という中で、人件費もつく、調査費もつく、そういう中で、あれが補助事業の一番先の取っかかりだったのかなと思っていますところで。

防空ごうも、先ほど武井委員の方から質問のあった市道住吉線のあたり、あそこも非常に防空ごうが多いところで、通信電設のあった下に防空ごうがあったと、更には水天宮、あの水天宮は非常に大きい防空ごうで、中もしっかりしている経過がございます。更には、高島稲荷神社がありますよね。あそこは岩盤が出ていまして、よくぞ昔の人は掘ったなど、そういう思いで中へ入らせてもらいました。さすがに昔の人も水というものをかなり恐れていたのだなと思いましたが、高島については高いところから低いところへ水が流れるように、こう配がついているのですね。それから、水天宮も同じで、水が高いところから低いところへ行くような、そういう穴を掘っていたということで、さすがに昔の人の知恵はすごいなと思えました。

昔は市もあまりお金がなかったものですから、自衛隊を頼んで、桂岡小学校のグラウンド整備をしてもらったこともありますし、自然の村への天狗山観光道路、これも林野庁へ行って会議をして、自ら申請書をつくったこともございます。それから、かもめが丘団地、これも直営で建設してございまして、そういう面では、さすがに 20 年いたので、先ほど部長も言っていましたけれども、バブルの時代で本当に技術屋としては、いろいろなことに携わっ

て、幸せな時を過ごさせてもらったなと思っております。議員各位、更には職員の皆さんに本当に感謝をしているということでございまして、38 年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

委員長

次に、高木水道局長、お願いいたします。

水道局長

たいへんお忙しい中、こういう機会をつくっていただきまして、ありがとうございました。先ほどあいさつされました兵藤部長は、私とずっと同期でございまして、仕事は一緒にやったことはないのですが、飲んだり、遊んだりはしてまして、市役所では、まじめな兵藤、アバウトな高木ということでございました。私も 42 年勤務することができましたけれども、こういった席で今まで先輩のあいさつを何人が聞いてきました。まさか自分が今、こうやってあいさつする立場になったというのは、まだ実感としてピンとこないのです。別に時計をとめたり、時間をとめたりと、そういうことではなくて、どうも切り替えできない。これは今議会もありますし、まず、全力を挙げてこの職を全うすると、そこはちょっとまじめになっているのですが、そういうことを思っています。

それと一つは、この定年退職というのはゴールではあるのですが、第二の人生のスタートでもあると。ここが不器用なものですから、ギアチェンジがうまくできなくて、毎日ニュートラルで、あと残り何日ということは覚えているのですが、15 日あるのです。たぶん、有給もとれないし、ニュートラルで戻ったり、進んだり、止まったりということで終わるのかなと思います。

ただ、一つ考えることは、第二の人生、平均寿命からいきますと、まだあと 20 年ありますね。そうしたら、あと 20 年は生かされるということからいきますと、やはり、健康が第一だなとも思っていますし、いろいろと医療のこともかじっておりますけれども、最後はにっこりぼっくりというのが、これは最終的な目標かなと思うのです。

そんな冗談は別として、微力ながら水道局長として 1 年 10 か月の重要な職務でありました。建設常任委員会というのは、私は初めて所属いたしましたけれども、前田委員長はじめ委員各位の皆様とはたいへん貴重な意見交換をさせていただきましたし、私の財産として残っておりますし、これについてはありがたく感謝申し上げます。

先ほど休憩時間に大橋委員の席に座ってこちらを見たのですが、向かいの席もなかなか居心地がいいかと、将来そちらに座ることも選択肢の一つではあるかなと、これは冗談ですが、場合によっては、攻守ところを変えらることも必要だなと、頭の切替えも大事かなと思います。

終わりになりますけれども、先ほど話しましたように、本当に緊張しながらも楽しい委員会に携われたことはたいへん幸せだと思いますし、前田委員長、武井副委員長をはじめ、委員皆様のご健勝とご活躍を心から祈念申し上げます。それとあわせて、最後のお願いでありますけれども、水道局の理事者、こちらにいる方は今日の質疑等もそうですが、今日はあまり質問はなかったのですが、たいへん実直な方ばかりです。今後ともあまりいじめることなく、ご審議いただきたい。最後のお願いでございましたけれども、本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

委員長

最後に、水道局吉田浄水課長、お願いいたします。

（水道）浄水課長

私は昭和 38 年に採用になりました。42 年の勤めになります。振り返ってみますと、長いようで、あっという間に終わったというのが一つの感想です。私は勤めの 4 分の 3、約 30 年が土木畑であります。道路、橋りょうの新設、それと除雪を含めての維持関係、水道は 5 年なのですが、水源の管理、浄水場、それと配水池の管理、市民と直結する仕事がほとんどだと思っております。いろいろな思い出はありますが、一番の思い出は、関野維持課長とともに、坂のまち小樽冬プランへの参画、ロードヒーティングの補助の関係といった思い出があります。

第 2 期ロードヒーティングでは、地元説明会と選定路線の位置の確定、そういうことで委員各位にはたいへんお

世話になった記憶がございます。

水道局ではシャーベット流入の問題がありましたけれども、浄水課の職員、水質試験所の職員の後押しで、自分なりにある程度できたのかなという気持ちであります。これから土木、水道の行政を見守っていきたいなと思っております。長い間本当にどうもありがとうございました。（拍手）

委員長

たいへんありがとうございました。第二の人生をどうか有意義に歩んでいただきたいと願っております。

本日はこれをもって散会いたします。